第11回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会

平成 26 年 8 月 21 日 19:00~21:20 あんさんぶる荻窪 4 階 構成員出席者 1 3 名

事務局: お待たせいたしました。ただいまから杉並区における地上部街路に関する 話し合いの会を開会します。

本日は夜分お忙しい中、ご出席くださいましてありがとうございます。事務局を担当します東京都都市整備局外かく環状道路係の事務局と申します。 よろしくお願いします。

初めに注意事項を説明いたします。携帯電話はマナーモードにするか電源 をお切りいただきますようお願いいたします。

会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手をご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、会議中の撮影についてもご遠慮ください。

報道関係のカメラ撮影につきましては、この後の資料確認が終わるまでと させていただきます。

本日の話し合いの会は、議事録を作成するために録音を行っております。 マイクを使わないで発言された場合、録音できない可能性がございます。発 言する際は挙手をして司会からの指名後、マイクを使って発言してください ますようお願いいたします。

なお、ご発言の際にはご着席のままでお話しください。

本日参加しているスタッフの服装につきましては、夏期の軽装として上着 無しノーネクタイとさせていただいておりますので、どうぞ宜しくお願いい たします。

最後に本日の終了時刻は午後9時を予定しておりますのでご協力をお願い します。

次に資料の確認をさせていただきます。今回もこれまでと同様に構成員の 皆様には、既に配付させていただいた資料については当日お持ちいただくこ ととなっております。本日は次第の右端に明記されている資料を使用する予 定です。資料が不足している場合にはお近くの担当までお知らせください。

それでは資料確認は以上です。報道関係のカメラ撮影につきましてはここ で終了とさせていただきます。

次に構成員に変更がございますので、事務局からご報告させていただきます。

7 月に人事異動がございました関係で、東京都の構成員が変更になってお

りますので、東京都構成員の武田から簡単にご挨拶させていただきます。

武田: 今、ご紹介にあずかりました武田でございます。皆様今日は小雨の中わざ わざお越しいただきまして、ありがとうございます。

> 私、前任の佐久間が異動いたしまして、後任として参りました。ちょうど 一ヶ月ほど前の7月の人事異動ということで今回はじめて皆様のまえに顔を 出すと言うことになっております。よろしくお願いいたします。

> また、合わせまして、東京都の都市整備行政に関わりまして皆様のご協力 いただいていること、誠に感謝申し上げたいと思っております。

> この話し合いの会ですけれども、今回で11回目ということで約3年行っているというふうに聞いております。

非常に長く活動していただけているのも、ひとえに皆様のお陰だろうというふうに心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

この会につきましては、今まで環境、防災、交通、それから暮らしの 4 つ の視点でこの地上部街路の必要性、あり方などにつきまして広く意見を聴き ながら検討させていただいたと聞いております。

そういった意味でこれからも皆様のご意見を賜りながら、この会を進めていきたいというふうに思っておりますので、どうか宜しくお願いしたいと思います。

私の方では簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本当に宜しくお願いいたします。

事務局: また、構成員Hさんから辞退の申し入れがございましたので、ご報告いた します。

次に会を始める前に、訃報がございます。

本会の構成員である構成員Gさんが先日他界されました。

構成員Gさんのご冥福をお祈りし、黙祷を行いたいと思いますので、お願いいたします。それでは、黙祷。

ありがとうございました。

また、国土交通省構成員から皆様にお伝えしたいことがあるとのことで すので、お願いいたします。

大畑: 外環国道事務所計画課長の大畑でございます。

前回、4 月の第 10 回の話し合いの会でございますけども、急遽私それから今村双方とも欠席とさせていただきました。

これは、すみません、本年2月に第10回の話し合いの会の開催通知いただいていたんですけども、3月の28日付けで外環の本線の方ですね、都市計画の事業の承認及び認可の告示がなされました。

そのため、本線の方につきまして速やかに施行する都市計画事業の概要ですとか土地建物等の制限内容等について、説明会を開催しなければならないとなっており、開催する必要が生じたため日程が重なってしまいまして、前回話し合いの会を急遽欠席とさせていただいたものです。

なるべく日程とか会場とかの手配の関係で調整して、重複しないように 試みたんですが、どうしても会場の都合等もございましたので、ちょっと重 なってしまったものです。

その件につきましては大変申し訳なく思います。今後につきましては、 そのようなこと無きよう留意して参りますので、今回については大変申し訳 ありませんがご了解の程、前回欠席した件につきましてはご了解いただけれ ばと思います。

事務局: それではここからの議事進行は、司会の中村さんにお願いしたいと思いま す。中村さん、お願いいたします。

司会: 中村でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは本日の進め方について事務局から説明をお願いします。

事務局: お手元の次第をご覧ください。まず次第2では第10回の議事録と議事要旨 の確認を行い、次第3では報告事項として外環の地上部街路の都市計画に関 する方針及び都市計画変更素案、練馬区間について東京都から説明させていただきます。

次に、次第4では前回からの持ち越し事項等として、次第に記載されている項目を行います。

次第5では第4回から第10回までに構成員の皆様からいただいたご意見 カードについて、東京都から回答を行い、まとめて質疑応答を行います。

次第6では前回からの引き続きとして各構成員の皆様に地上部街路に関する意見を述べていただきたいと考えております。一人一人ご発言いただき、時間は5分を目安にお願いいたします。

次第7では最初に構成員Mさんからご提出いただいた資料を説明していただきます。続いて、地域に関する現状・課題・データ集について東京都から修正箇所の補足説明等を行った後、整備効果についてご説明いたします。

その後、構成員Cさん、構成員Oさん、構成員Aさんの3名からご提出いただいた資料のご説明を行っていただき、まとめて質疑応答を行います。

次に、次第8では構成員Aさんからご提出いただいた資料をご説明していただきます。

本日の進め方については以上になりますが、先日構成員の皆様に次第の案 をご確認していただいたところ、構成員の皆様から各構成員からの意見発表 を 2 名程度、議事録・議事要旨の確認後に行うのはどうかというご意見や質 問に対する回答や手つかずになっている提出資料について、何らかの対策を 取るべき等のご意見をいただいております。

事務局としてはいただいたご意見を踏まえ、次第2.議事録・議事要旨の確認のあと、次第6.地上部街路に関する各構成員からの意見を行い、その際、これまでに皆様からご提出いただいてる次第6・7・8に記載しております資料についても、意見発表と合わせてご説明していただく時間を設けたいと考えております。

また次第5、質問に対する回答、質疑応答についても古いもので約2年 前の資料となっています。

例えば、今日の会に対する質問は次回に答える形にしたいので、早めに 説明させていただきたいと考えています。

まとめますと、次第2.議事録・議事要旨の確認のあと、次第6.地上部 街路に関する各構成員からの意見とこれまでにご提出いただいてる資料の 説明を行っていただき、次第5.質問に対する回答、質疑応答、次第3.報告 事項、次第4.前回からの持ち越し事項等の順番で本日の会を進めることに ついて、事務局からご提案させていただきます

司会: 今、進め方について事務局のほうから提案がありましたけれども、何かご 意見等ございますでしょうか。

構成員O: はい。

司会: 構成員 O さん。

構成員O: ありがとうございます。今までずっとたまっている提出資料だとか、一番、 私たちが聞きたいと思っている構成員一人一人の外環の2に対する意見発表 が実現するのですね。ともすると、この会は一つのことに議論が熱中すると、 それだけで2時間、終わってしまって本来やりたいと思うことが繰り越しに なっている例が、よくあるんですね。

> そういう意味では非常にいいと思います。ただ、今の発表では時間をある 程度、区切ってやるとかいう話は全然なかったんですけども、それがないと、 また意見発表と提出資料だけで終わっちゃうことも出ますね。

> つまり報告事項とか持ち越し事項にはいれないなんていうこともあると思いますので、私は例えば意見発表は30分という時間に切る。そして最小限、2人はやる。その2人の話だけじゃなくて、その関連について、いろいろ異論もあるし、質問もあるし、東京都さんからもいろいろコメントあるしと、いろんなやりとりがあると思うんですね。

そういう意味では 2 人の意見発表だけで終わっちゃうのじゃなくて、なんかそういう意見交換を含めても 30 分以内で終わるというようなことを取ってから提出資料の方も続けてあるのかどうか今の話では分かんなかったんで

すけども、提出資料のほうにしても例えば構成員Aさん、私も結構、もう 3 年近くになりますから、提出しているんですよね。

そういう意味では例えば1人で何件までと、今日、一気にふき出しちゃうと、また相当、時間がかかりそうなので、この場所で、このタイミングで、どうしても自分はたまった中では、これだけは訴えたいというのを例えば構成員Aさん一つ、私一つとか、他の方も一つとかに決めたらどうでしょうか。

一巡したら、また回るとか。何か工夫がないと、ちょっと時間も制限するとかしないと、また同じようになっちゃうと思うので、私はある程度、時間も切って。例えば意見発表と提出資料、これだけはどうなんでしょうね。時間がどのくらい妥当か分かりませんけど、一つの案としては30分、30分で切っちゃうなんていうのはどうでしょう。

皆さん、どうですかね。何かそれがないと、ちょっと今の事務局案はよく分かったんですけど、ずっとそのまま流すと、どっかで2時間来ちゃうっていうことはあり得ますよね。私も、皆さんもそうだと思われていると思いますが、報告事項もぜひ聞きたい。それから持ち越し事項も、ぜひ聞きたい、そういうふうに思っていますので、ぜひそれらが各項目、全部は終わらなくても、それぞれが一応はきょうの議題になるようにしていただきたいと思います。以上です。

司会: 構成員Mさん。

構成員M: 構成員Mです。時間を切るのは構成員Oさんの提案に賛成です。ただ、私もこの次第について意見発表したほうがいいんじゃないかというふうに書いた1人なんですけども、前回、構成員Qさんが「発言したかった」っていう話を聞いて、構成員Qさんにもって思ったら、きょう構成員Qさんお休みなので、今度、仮に構成員Aさんだとか構成員Oさんに意見発表させたら何分かかるか分かりませんよね。

だからやっぱりそれ、例えばきょうは今まで「意見言いたい」っておっしゃっている方、欠席が多いので、例えばどなたか1人ぐらいにしないと、とてもじゃないけども、この3番、4番が片付かないと思うんですよね。ここまで詰めたからには、やっぱり事務局がそういう構成員と意見発表してもらうっていうことで詰めとかないと駄目だと思います。

司会: それでは順番として次第 2 をやって、次第 6 は、時間はちゃんと厳守する ということでやって、次第 5 をやって、次第 3、次第 4 ということでは、よ ろしいでしょうか。その点ではよろしいですか。

構成員O: もう一度、ちょっと順番言って。

構成員M: おかしいな。

司会: 次第2をやって、次第6をやって、その際には時間をちゃんと区切ってや

る。それで、次第 5 をやって、それから次第 3、次第 4 をやるという順番ということでは、よろしいでしょうか。

構成員O: 6から5に戻るんですか。

司会: そうですね。先ほどの事務局の説明では、そういう話でしたね。

構成員O: そうですか。いや。

構成員M: いいですか。

司会: どうぞ。

構成員M: やっぱり意見発表も大事かもしれないけれども、都の報告事項だとかですね。それから前回の繰り越し、大畑さんなんて3回か4回、クリアしていない繰り越しの問題は早く聞きたいんですよね。その辺の順番は、ちょっと考えてください。それで「時間、切って」って今、司会がおっしゃったけど、

何分っておっしゃってないでしょ。

構成員O: そうです。

司会: それでは、まず次第 2 で、次第 6 で、次第 3、4、5 ってことですか。構成 員Mさんのご意見は。

構成員M: 私の意見は、そうですよね。

司会: そういうことですか。

構成員M: 他の人も。

構成員 I: その先にやればいい。3とか4。

司会: それでいいですか。時間に関しては先ほどのルールで 5 分っていうことになっておりましたが、全体として議論があったりしたとして 30 分ぐらいということでよろしいでしょうかね。それでは、次第 2、次第 6、次第 3、4、5 という順番でやりますが、よろしいでしょうか。

それでは次第 2 の議事録、議事要旨の確認について事務局から説明お願い します。

事務局: 第 10 回の議事録と議事要旨について確認させていただきます。資料 11-1、 11-2 をご覧ください。皆さまに事前に送付して内容をご確認いただき、ご 指示に基づき修正致しましたが、1 点、修正もれがございましたのでご報告 させていただきます。資料 11-2、議事要旨の 6 ページをお開きください。 下から 6 行目、中高層ビルが建てられないという所を、中高層ビルがないに 修正をお願い致します。

構成員M: 6ページ?

事務局: 議事要旨のほうですね。11-2のほうですね。

構成員M: 6ページにないよ。5ページだ。

事務局: 失礼しました。5ページですね。そうですね。

司会: 5ページですか。

事務局: 失礼しました。5ページの下から6行目です。11-2、議事要旨の5ページ の下から6行目です。中高層ビルが建てられないという所を、中高層ビルが ないに修正をお願いします。

司会: という修正をした上で、よろしいでしょうか。何かありますでしょうか。

構成員M: はい。

司会: 構成員Mさん。

構成員M: 議事録の出来上がりが遅いんです。前回の安西さんの答えは 2 週間ってい うのを聞いてなかったっていうことで問題になっているし、第 7 回だとか 5 回だとか、事務局の前の人のときにも議事録が遅いっていう指摘しているん ですけどね。1 週間前が原則ですので、そういう返事されたけども、これは 今後、改めてほしいと思います。

司会: 議事録、議事要旨に関して、よろしいでしょうか。それでは、安西さん。

安西: 事務局の立場で発言致します。今、議事録を 2 週間で作ってほしいという お話。

構成員M: いや、違う。

安西: 違いますか。

構成員M: よく聞いてくださいよ、安西さん。

安西: すいません。今、私、そのように受け止めてしまったのですけど、もう一度、教えていただいてよろしいでしょうか。

司会: 構成員Mさん、恐縮ですが。

構成員M: 前回、資料を要求したときに、例えばの例で「2週間以内に出してくれ」って安西さんにお願いした。「それは聞いてなかった」っておっしゃったんだけど、「議事録の出来上がりが会議の1週間前だなんて決まっています」っておっしゃっていたけども、決まっているわけないんですよ。前回も「遅い」って、今の事務局担当の前のときにも「遅い」って指摘は受けているはずなんでね。1週間前ったって来たの、金曜日だよ。「木曜日の午前中にポスティングしたから大丈夫です」っておっしゃったけど、何カ月かかったって、その訂正に。それを言ったんです。

司会: 安西さん。

安西: 議事録の作成が遅いのではないかというお話だと思います。私ども議事録 につきましては、まず3週間程度を目安に一度、お目通しいただくために案 を送付させていただいております。

今回、その後の修正作業で最終版という形でお届けしたのが 1 週間前になってしまったというところでございます。議事録の作成、まずその案をつくるところというのは以前にも「運営及び進行に関する方針」ということで取りまとめさせていただきましたけども、一応、3 週間というところを目安に

進めて、その後のやりとりはできる限り迅速に進めていきたいというふうに 思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

構成員M: 1週間前はないってことは確認してください。「1週間前に届ければいい」 っていうふうにおっしゃっていた。

司会: 安西さん。

安西: 議事録が 1 週間前より、もっと前にというお話でした。今回、修正した過程もありまして、資料と合わせてお届けした形になっているのですけれども、資料よりも議事録のほうが先にまとまれば、それは先にお送りするように心掛けますので、よろしくお願い致します。

構成員M: はい。

司会: 構成員Mさん。

構成員M: しつこいようですけど安西さんに 5 日の日に催促しているんですよ。「議事録、早く送ってくれ」って。それで届いたのは 22 日。だから今後、気を付けてくださいっていうだけです。

司会: 安西さん、再び。

安西: 議事録が出来次第、なるべく速やかにお届けするように今後、気を付けま すので、よろしくお願い致します。

司会: それでは議事録と議事要旨に関してはよろしいですかね。ではこの形で事 務局から公表することに致しますので、よろしくお願い致します。

それでは先ほどの進め方のお話のように、次第の6の方にいくということにしたいと思いますが。時間を切るべきというお話がありましたから、これから目安として8時ぐらいまでにやるということでよろしいですかね。

それでは地上部街路に関する意見を述べていただきたいと思います。意見を発表していただく際に使用する資料については、ご自身で意見発表の際に合わせて発表していただくということにしたいと思います。

それでは意見を言いたい方、いらっしゃいましたら手を挙げていただい てよろしいでしょうか。他はいらっしゃいませんか。そしたら恐縮ですが、 ここにある資料の順番で、構成員Aさんからでお願いします。

構成員M: ちょっとその前に。

司会: 構成員Mさん、なんですか。

構成員M: それの前に構成員Aさんが、どの資料をお使いになるかを聞いてですね。

司会: ここに書いてあるのじゃないですか。

構成員M: いや、ここに書いてあるって、これは構成員には来ているけども傍聴者は 見ていないんですよ、これ。それで今朝方、確認したら、「傍聴者には、そ の資料は用意していて渡す」とおっしゃったので、まず構成員Aさんにどの 資料を使うかだけ聞いて、不足分は傍聴席に回してください。 司会: できればマイクを使って発言してください。

構成員M: だから今。

司会: はい、分かりました。私は分かりましたけど。

構成員O: ちょっと私も聞きたい。ちょっと今の進め方で。

司会: 構成員 O さん。

構成員O: いいですか。司会の中村さんにお聞きしたいんですけど、ちょっと次第6 に移るという話だったんですけども、さっき私は次第6のうちの最初の意見 発表だけで30分と言ったつもりだったのですが、なにか中村さんの話を聞 いていると次第6番にいろんな項目がぶら下がっていますよね。これを含め て30分なんですか。

司会: いや。

構成員O: どういう意味なのか、ちょっとその進め方も意見発表は意見発表で切って、 それから提出資料の話に移るのか。なんかそれがぐちゃぐちゃになっている のでもう一度、はっきりしてください。

司会: いや、意見発表は意見発表です。ただ要は何を使うのかということに関して今、構成員Mさんからもご意見があったように、合わせて説明されたければ、そこで時間の中でやってくださいと。ただもちろん最初にあったように、その後、3、4、5、7といきますので、そちらで書いておるものをその場でやりたいということであれば、そこでやっていただいても構いません。それでは構成員Aさん、お願いします。

構成員A: きょうのあれに関しては、以前、出したのはだいぶ古いものなので、あくまできょう事務局のほうのプロジェクターで、そこへ掲示してもらうものでやっていきたいと思いますが。ですから一切、今までの資料とは関係なくやります。

まず最初に、この議事を円滑に進めるためのものとして、私は第 1 条、この設置の話し合いの会に関する設置要綱の第 1 条で、話し合いの会のまとめ作業っていうのが、これ書いてあるんです。都市計画に関する方針を取りまとめていくって。あくまで地域の皆さんが話し合いをするって言いながら、最終的に行政だけが取りまとめる。これははっきり言って行政が独断でやっているわけなんです。

本来ならば、いろんな意見が交わされたのですから地域の皆さんも原稿を 作成する段階、また最終原稿をまとめる段階で参加を呼び掛けるべきなんで す。

それを行政の人たちだけが都合よくやる。だから練馬区なんかでは実態とかけ離れたまとめが出来上がっちゃうわけなんです。ですから、このまとめっていう作業は、あくまで現行の段階で地域住民を巻き込んだ形でやってい

ただきたい。

もう一つ、第 5 条の本会の構成員以外の地域住民からの広く意見を聴く会っていうのが設置要綱、義務付けられておりますけど、これはあくまで現状と並行してやらない限り、つまり、今までの方は「本会の決議が終わった段階でやる」って言いますけど、結論が出た段階とかまとめが出た段階で構成員の広く意見を聴くっていうんですか。構成員以外から。これ聞いたところで何の反映も成されないわけですよ。

ですからきょう傍聴席に来ている方たちに呼び掛けて、本会の構成員とは別個に速やかに広く意見を聴く会を設置してもらいたい。

あとそれから、たまたまきょうは欠席なさっているんですけど、われわれが行政に対して反対意見を言っているおかげで「自分たちの物が売れない」とか「買ってもらえないとか」って、そういう発言がたびたびあったわけなんです。私、議事録をしっかり読んだんです。そしたら不思議なことに何を買ってもらいたいか、何を売りたいかっていう、その目的がはっきりしていないんです。どういうわけか、それについて一言も触れていないんです。骨董品かなんか分かんないんです、これ。ですから私、きょう欠席なさっていますけど、次回来るときには明確に自分が何を売りたいか、何を買ってもらいたいか、それに対してわれわれがなんか妨害しているような発言がありますけど、それはきちっと意見を深めたいと思うので、明確に発言してからやっていただきたいと思う。

次に私、今回の道路に関して一番最初に一番、疑問に思ったのが昭和 41 年の都市計画決定時の構造図。そこには、いや、違う。いや、それじゃないの。それ、たたき台でしょう。だから昭和 41 年のときの計画図。

安西: それは用意していないです。

構成員A:

じゃあ用意してなければ私のがあるから。だからこれで見れば高速道路の外環に対して、あくまで地上部は街路って形で表示されているわけなんです。これがさっき出した、たたき台っていうほうになりますと平成 13 年の、左上のあれで街路って形でなっているわけです。これが昭和 41 年のものです。これに対して平成 13 年のたたき台っていうのを、じゃあ、次に出してください。ちょっと下の所をピックアップ、拡大してください。そうすると、街路っていうのは幹線道路になっているんです。幹線道路っていうのは国交省が幹線道路部会って形で、あくまで東京都の管轄じゃないんです。3 環状 9 放射っていう形で幹線道路は国交省が管理しているものです。街路じゃないわけです。

また平成 17 年、19 年になりますと、これが街路に戻っているんです。現 在が。ですから私、きょう大畑さんに伺いたいことは、途中で幹線道路にな っていて、ある段階から、また街路に戻っている。これ都市計画の変更の手続きが必要なんですけど、いつなさったか。はっきり言って、今、本当の意味での道路管理者、国か東京都か。はっきり言って都市計画の変更で速やかにきちっと手続き移管されたのかどうか。そこら辺は明確に答えてもらいたい。それがない限り、現在のわれわれ議論しているものが一体、誰を相手に話をしていいか分かんない。

もう一度、言います。幹線道路っていうのは3環状9放射、これは決まっています。国交省は、はっきり言って幹線道路部会っていう形で自分たちの専管事項で審議しています。最終的に現在では幹線道路っていうのが邪魔になって、街路って形で一般の図でやっています。だから私はなぜ街路から幹線道路、幹線道路から街路に戻したのか。そういった形での非常に不明瞭な手続きが納得いかない。他にいろいろありますけど、他の方の意見もあるから、それについて大畑さん、きちんと答えてください。以上。

司会: それでは今のは、ご質問という感じですね。

構成員A: はい。

司会: それじゃあ次は意見をいただくというのは。

構成員A: 大畑さんに答えてくれって私、言ってんだよ。

司会: それでは大畑さん。

大畑: すいません。3 点目の趣旨が、ちょっといまいちよく分からなかったんですが、こちらで出ている幹線道路っていうのは恐らく一般名詞の幹線道路で、多分、構成員Aさんがおっしゃった部会を設置して審議しているだろうっていうのは社会資本整備審議会の道路分科会の中に国土幹線道路部会っていうのがあるんですね。

これは第 1 回が平成 24 年にできているんですけども、そちらで国土幹線 道路部会っていうのは、いわゆる国幹道ですとか、いわゆる高規格幹線道路 のネットワークですとか、全国的なネットワークを審議しているものですの で、構成員Aさんがおっしゃった幹線道路=3 環状 9 放射であろうという、 ご指摘はちょっと違うのかなと。それが国交省の専管事項であるっていうの も、ちょっと違うと思います。あくまでこちらで書かれている幹線道路って いうのは、先ほど私が申し上げた幹線道路部会ですとかで使われている幹線 っていう意味ではなくて、あくまで一般名詞として使われていると思います。

構成員A: 国交省と東京都が出した図で全体計画と幹線道路図っていうの、そこにはっきり3環状9放射のネットワーク構想で環状線って書いてあるんですね。 幹線道路として。ですがあなたは、じゃあなぜ街路に戻したのかっていうんですよ、これ。

幹線道路としてやったんだったら、そのまま突っ走ればいいじゃないです

か。なぜある段階から街路に戻したのかって。今、公表されている地上部街路っていうのは全部、この幹線道路の名称にないですよ。街路ってなっていますよ。あなたがたが出している資料で一番、私があきれたのが、外環どうしてこうしてっていう、くまのプーさんの非常にレベルが優しく書いた本があるんですね。

ここにも幹線道路って書いてあるんですよ。ここにも。ですからあなたがさっき一般名詞うんぬんって言ったけど、あなたがたは行政としてプロであって一般常識の話をする立場にはないわけ。あなたがたは、はっきり言ってプロですよ。ですからそんな一般の常識的な名詞うんぬん、固有名詞、そういう面では通らないですよこれ。都市計画に基づいて、あくまで国交省の法律に基づいてやっているわけですよこれ。だから私は言うの。じゃあなぜ幹線道路を街路に戻したのかって。

司会: すいません。話がかみ合っているようで、かみ合っていないような感じが しますが。それでは安西さん。

安西: 構成員Aさんのご指摘は、もともと 41 年のときは外環の 2 は街路で、その後、平成 13 年のたたき台の構造図の中で幹線道路と書いてあって、で、平成 17 年の 1 月のパンフレットで街路と書いてあると。街路、幹線道路、街路になっている、その経緯についてということで、お尋ねでよろしいですか。

構成員A: あなた、答えられる。私、あなたに質問してないよ。

安西: 外環の2。

構成員A: いや、私、あなたに回答求めてないよ。私、大畑さんに回答求めているんだよ。

司会: 私からも同じ質問をさせていただきます。今、安西さんが言われた理解でよろしいんでしょうか。

構成員A: あくまで行政として、専門家として、やっぱり一般人が常識的な発言じゃなくて、行政の最高責任者としてあなたがたが居るわけ。そこにおいて、じゃあなぜ変えたのかっていうんですよ。変える必要ないじゃないですか、幹線道路を。幹線道路でいいんだったら、あくまで幹線道路で今でもやればいいんですよ。

そうすれば、ここに書いてあるように幹線道路は外環線、本線って書いてありますよ。つまりあの段階では地上の街路はなくなっているわけですよ。一番の問題は、きょうここで話しするのは地上部街路についての話なんですよ。いいですか。あそこに地上部街路っていう言葉がないでしょう。そこなのよ。非常にこれ、作為的なのよ。あなた、それでふんぞり返っているけど、じゃあなぜ幹線道路を街路に戻したのかって、それきちっといいですか。公文書ですよこれ。あなたがたが出している書類は。はっきり言って、あれだ

け絵できちっとやっていて、それ関係ないとか一般的な常識論で、そういう 話は通じないよ。はっきり言って一般的な常識論だったら、もうやめている はずですよ。みんなが反対しているんだから。

構成員M: ちょっといいですか。

司会: 構成員Mさん。

構成員M: 希望なのですが、安西さんが答えると話の論点がずれるんですよね。安西さんの話した後って大抵、長引くの。だから今、構成員Aさんは大畑さんに頼んで返事をもらおうと思っているので、安西さんは発言を慎んでほしいと思うんですけど。

大体、今まで第7回で安西さんが一番最初に出てきたときに、17分の独演会をやってさ。喧喧囂囂になったでしょ。何回も見ているやつ、安西さんがしゃべると問題、論点外して答える。具体論が抽象論になっちゃって全然、話が見えなくなるって。どこの会議にでも指摘されているじゃないですか。

今、構成員Aさんが、だからそれを恐れて大畑さんに答えていただきたいってお願いしているんだから、安西さんは知っているかもしれないけどもグッと我慢していてください。

司会: 安西さん。

安西: 今のお尋ねのことというのは、外環の 2 のことだと思います。外環の 2 について、まさにこの話し合いの会のテーマでございますけれども、これは国交省さんではなくて東京都が都市計画の決定権を持っていますので、このことについて責任持ってお答えできるのは東京都ということで私からご説明したいのですが、いかがでしょうか。

司会: 構成員Aさん。

構成員A: 私がさっきから言っているのは幹線道路ってことを書いてあって、きょう の話し合いは外環の2の地上部街路について話し合いをする会なんですよ。 ところが、あそこの図で見る限り、地上部街路っていう文言が消えているわけ。

だから私は現在どうなっているのか、誰が、はっきり言って、ここの幹線 道路なのか地上街路なのか明確になっていない。きちっとした手続きが行わ れていない限り簡単に印刷屋さんが変えたとか原稿でデザイナーが書いたう んぬん、そんな大畑さんは一般常識論で同じみたいなことをおっしゃるけれ ど、これは重大なことですよ、はっきり言って。もう一度言うけど、あそこ に外環の地上部、きょうは話し合いの会は地上部についての話し合い。とこ ろがあれ、どこ見ても、いや、私は老眼だけど、逆に遠くはよく見えるんで すよ。あそこに地上部街路ってない。だから安西さんも回答する以上は、こ こにありますってことを見つけない限り、あなたはしゃべらないほうがいい。 以上。

司会: 私がまとめちゃいかんという話でまとめませんが、話を整理すると、要は この図に幹線道路と書いてある。幹線道路は構成員Aさんのご理解だと国の 事務だと。

構成員A: いや、私の理解じゃなくて国交省の理解、このパンフレットは。

司会: すいません。大畑さんのご説明で、要は幹線道路っていうのは、いわゆる 高速道路だということです。この会は外環の2の話なので、地上部道路の話 です。地上部道路に関しては、権限は都が持っていると。従って安西さんが 答えようとしているというように理解しているのですが。

構成員A: それは違う。そんなことは私、言っていない。あくまでこの資料は誰が作った。私が作ったんじゃない。国と東京都が作っている資料ですよ。それで、きょうの話し合いは地上の街路について話しているんですよ。

司会: この地上部の街路ですね。

構成員A: だからそこから地上部街路の活字を見つけてきなさいよ。それからでしょう、話し合いは。それを棚上げして一般常識論でうんぬん。はっきり言って、その前にあなたがたは予算を使っているんだから。莫大な予算を使って今までやっているのね。はっきり言って一般常識論のそこまでミーちゃん、ハーちゃんの話とは違うっての、これ。あなたは最終的には他人の財産に対して強制収容まで執行権があるんだから。それを一般常識論うんぬんで片付ける。これは、はっきり言って話にならん。だから私、もう一度、言う。地上の街路について話し合いを求めている。確かに今は地上部街路ってパンフレットに出ている。

あくまで現在は地上部街路ってパンフレットいっぱい出ている。ただある時点においては幹線道路って出て、きちっと国土交通省と東京都が公表している。間違いじゃないですよ。二つの資料で出ているんですよ、こちらで。だから私は誰がいつ、こういうふうに地上部街路から幹線道路にして、また幹線道路から街路に戻したか。この手続き、これ非常に都市計画で重大な手続きなんですよ。もしこれが成されていないとすれば、一体あの道路は誰が今、管理している、誰のものか。そこら辺が、分からないでやっているわけ。だから私にしてみれば所有者が分からないダンプカーが暴走している。そういう状況は慎んでもらいたい。だからまずは幹線道路っていうのは分かります。私が作った字じゃない、あれ。東京都と国が作ったものですよ、大畑さん。あなた、なんか関係ないようなこと言っているけど、あなたがたが作った幹線道路の図です。たたき台で。地上部街路に。じゃあしたならしたで結構だっていうの。だから私は一体、誰が正式な手続きで地上部街路に戻したのかって。幹線道路に関しては、はっきり言って国交省のパンフレットで

3環状9放射、あくまで国交省の管理下なんですよ。

構成員 I: はい。

司会: 構成員 I さん。お願いします。

構成員 I: 僕が整理するのも変なんですけどね。大畑さん、なんか構成員Aさんの見ているパンフレットで幹線道路っていうのは 23 メーターの自動車専用道路を言っているんですか。それを言っているわけ。

構成員A: いや、私は下で。

構成員 I: いや、下だけど、さっき。国交省が言っているのは。だから国交省が自動 車専用道路について、その幹線道路で言っているならば、そのパンフレット どおりになるんでしょ。

構成員A: 下の道路も。

司会: いやいや、ちょっと先ほど見せていただいた。

構成員M: 後ろに書いてある。

司会: 後ろの裏側。それかな。

構成員A: これですか。

司会: それ、あれは何だろう。それは高速道路なんじゃないですか。

構成員 I: だからある意味、大畑さんの言うことで僕自身は合っていると思うんだけども、要するに一般に街路っていうと、僕たちは街路の中に幹線の街路もあれば、そうではない街路もあるっていうのを知っているんだけども、普通の住民、市民は知らないわけですよ。

だから言葉が変わっただけで違うものになっちゃうと思うから、その辺を構成員Aさんに丁寧に説明すればいいのに、あなたがたは説明、下手だと思うんだよね。だって同じものでしょ。街路って広いものいっぱいあるんだから。狭い街路もあるし。だから同じものですと。

書き方を変えて誤解をさせるようにしたのも悪いという、謝るとかね。説明の仕方があるんじゃないですか。

司会: まさにそういうことかなと思いますけど。安西さん。

安西: 今、構成員 I さんからいただいたご意見のとおりでございます。

構成員 I: 構成員Aさんにちゃんと分かるように説明しなさいよ。

安西: もともと昭和 41 年に幹線街路の都市計画が決められて、それ以降、何かその幹線道路とか位置付けが変わった変更だったということはございません。 41 年のままでございます。平成 13 年のこのパンフレットの中で幹線道路と書いてあると。

これが、その高速道路の外環。ここで言いますと、ちょっと字が小さいですけど 23 メートル (自動車専用道路) と書いてあります。これが高速道路の部分でございます。幹線道路、約 10 メーターと書いてあるのが、いわゆ

る外環の地上部街路、外環の2の車道部分を示しているものでございます。

その後、平成 17 年に外環の地上部の街路について、というパンフレットを作成致しました。その中では、名称としては高速道路(外環)であるとか、街路であるとか、外環の 2 というような言葉を使っております。これは都市高速道路外郭環状線というのが都市計画の名称なので高速道路と言ってみたり、幹線街路外郭環状線の 2 というのが都市計画の名称なので街路という言葉を使ったりしています。

このことについては、武蔵野の話し合いの会でも同様のご指摘いただいていまして、たたき台の構造図と表現が違うと。たたき台のときは、外環と外環の地上部街路の構造を昭和 41 年当時の考え方をお示しするために作ったもので、その後、平成 17 年では外環の地上部街路、外環の 2 の都市計画というものをどうするかということについてお示しするための資料だったので、少し表現の違いというものが出てきてしまって、それによって何か違うものになったとか誤解を招きやすくなったということであれば、非常に申し訳なかったと率直におわび申し上げるところでございます。

司会: 構成員〇さんの発表がありますので、構成員Aさん、簡単に。

構成員A: 今の回答に対して私は、はっきり言って全く納得いかない。というのは東京都の資料、今まで私、全部、見たんです。そうしましたら幹線街路って言葉は使っているんですよ。ところが幹線道路っていうのは現在では一切、使っていないんですよ。だからどっかに街路っていう言葉が東京都の今までの現在の資料では出ている。

ところが、あれは幹線道路っていう形で街路っていう言葉が一つも入っていない。私、きょう質問するについて、いろいろそれなりに調べてきました。ですが今みたいなそういういい加減な答弁じゃ私は納得いかない。東京都は、あくまで幹線街路って言葉は使っているけど、幹線道路っていう言葉は今現在、使っていないですよ、以上。

司会: 恐縮ですけれども、納得いかないっていうご意見はいただいたということ にして、構成員Oさん。武田さん。

武田: すいません。武田でございます。先ほどの最初のご質問に、ちょっとお答えのほうだけさせていただければと思います。取りまとめ作業に住民の皆さまの構成員も入れてはどうかというところでございますが、それについてはいろんなやり方があると思いますので、そういうこともある意味、私としては可能だと思っております。ですからもう少し、取りまとめの考え方というのは練馬方式みたいのもありますし、あと皆さまの中でご提案をいただいて、やりやすい、もしくはよりまとめやすいやり方もあると思いますので、今後、タイミングを見計らって、あらためてまた相談、そして、その後の広く意見

を聴く会の設置につきましても、この場ですぐにというよりは、皆さまとちょっとゆっくりと相談をさせていただいて、どういう形がいいのか一緒に検討させていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

司会: それでは構成員Oさん、お願い致します。ちょっとさっき 8 時と言いましたけれども多分、無理でしょう。

構成員T: いいから時間、気にしないでやんなさいよ。

司会: ある程度、気にしていただいて。

構成員O: その前にちょっと一言。実はこの意見発表、ここの構成員には本当にいろんな考えの人がおられるので、私はできれば、さっきは1日2人の方って言ったんですけど、そのときには同じ考えを持つような人ばかりでなく異なる意見を持つ人と合わせてやったらと思うのです。実は今までは発表された方々は、大体、私と同じような考えなのですね。そういう意味では、できたら「普段からしゃべる場所が、タイミングがないんだ」っていうことを言われている方がおられましたので、そういう方に優先的に発表していただきたいと思ったんですけど、きょうは出席されておられませんので、やむを得ず私が発表させてももらいます。

資料の 11-4 です、ちょっとお手元の資料 11-4 を見てください。では外環の 2 について、私の意見を発表させていただきます。私は外環の 2 に反対です。反対というよりは地上には外環の 2 という道路は存在しないんだと考えています。大きく三つに分けて説明致します。

まず一つ目、外環の2という道路、東京都さんは外環の2は地上にあるんだと言われていますけど、これ地上には存在しないんだということです。外環は昭和41年、1966年、今から48年前に計画反対者が圧倒的に多数で通常ならば通るはずのない都市計画案だったにも関わらず、巧妙な議事運営で小差で押し切って決定させてしまったのです。昭和41年の第146、147、148、149回の都市計画審議会、およびその間に人数をちょっと少なくして特別委員会第1、第2、第3回の委員会が開かれました。詳細はこれらの議事録を参照してください。

一つの道路で 7 回もの会議開催とは、まさに大変な道路であることが伺われるのです。これらの議事録は合計で約 900 ページ以上ありますけども、この中に外環の 2 のことが説明と出てくるのは合計 4 カ所。文字にして 4 ケ所合わせても 400 文字以下。すなわち議事録 1 ページ分もないのです。当時の議事録は全て手書きで 400 字詰め原稿用紙 1 枚が 1 枚になっています。

確かに外環本線と外環の2は、議案番号は異なり別道路になっていますが、 外環の2についてはネットワーク、交通量、防災面、環境面、これらの記載 は全くなくて、提案時には他の幹線道路、90数個の道路と一緒に合わせて一括して整備するということだけで提案されています。146回の議事録を見れば分かります。

外環は都市計画決定はしたものの、その工事着工に、あまりにも反対者が多く、時の根本建設大臣は、「これほどまでも反対者が多いようでは道路建設は進められない。道路建設は地元の協力と理解が得られるようになるまでは凍結だ」と宣言し、これがいわゆる凍結宣言を発したのは有名な話です。

その宣言が出されてから水面下では、どのような形の道路であれば住民が納得する道路となるのか、真剣に調査が続けられて、約 40 年ほど経過して平成 13 年、2001 年に「外環計画たたき台」が発表されました。それは立ち退き者を極力少なく抑えるための地上部利用の高架方式を変更し、大深度地下利用のトンネル方式にしたのです。そのときの説明では外環の 2 の広域機能部分も本線と一緒に地下のトンネルに入れるというものであり、本来、外環 2 のためのスペースであった地上部はすっかり空いたため、検討された五つのメニューの中から各自治体ごとに、どういうのがいいですかと、お好きなメニューを選択することができるようなっているというものでした。あまりに反対が強く道路を計画するには地下に潜って、そういう方法を採るしかなかったと言っても過言ではないでしょう。

平成 14 年には東京環状道路有識者委員会が約 1 年間の活動をしてから国と東京都に最終提言を提出して、その中で「最後の配慮すべき事項」として、今後の議論においては移転家屋数をできる限り少なくして、地域住民への影響を軽減化することが最も重要視すべき視点であると示されています。

このことを受けて平成 15 年、2003 年です。1 月にそれからすぐにそれをちょっと修正する意味で、3 月に「外環の大方針」が国交省と東京都から発表され、地上部への影響を少なく小さくするため極力、大深度地下を活用することとし、基本構造はシールドトンネルと三つのジャンクションと決定しました。そして地上部の利用は各自治体の意向によるのだと発表されてきました。

ところが 2005 年、平成 17 年になって東京都は独自で外環の 2 のパンフレットを初めて作りました。このパンフレットによって東京都は初めて「外環の 2 計画は都市計画上、残っているので、何としても地上に造りたい」と言い出したのです。しかしこのパンフレットは完成しても住民に対しては、その内容の説明会は、1 回も開かれませんでした。パンフレットは国の主催するオープンハウスの会場の片隅に積まれたままでした。

同様に3年後の2008年、平成20年に都作成の外環2の2作目のパンフレットができ、外環の2問題を検討する点のときには四つの視点から検討すべ

きだということが発表されました。この時も国のオープンハウスの隅にひっ そりと置かれたままで、住民に対しての説明会は全くありませんでした。

その頃、2006年6月に出された、「これまでにいただいたご意見、ご提案と計画の具体化の検討等における考え方」の冊子が国と東京都の共同編集で作られましたが、そこには大深度地下構造としたことから地上部の利用が可能となったこと、大深度シールド工法を活用した区間では移転の必要がなくなることから、これまでどおりの生活が可能ですとはっきりと書かれています。石原元知事は外環についての記者会見では「外環は地下に入った。現地見学をした結果、道路を造るには地下しか考えられない」と発言し続けるのです。「長いこと住民には迷惑を掛けた」発言。「これからは自由に改築、改造をやってくれ。楽しい夕げのときに、ちゃぶ台またぐようなことしないよ」と続き、住民には全く外環の2が地上から消えたと信じさせてくれたのです。

今年の2月、大深度地下使用の外環の公聴会がありました。舛添都知事は出席されなかったのですが、都建設局の三環状道路整備推進部長、長谷川部長が代理で発表されました。その内容は実は石原元都知事と全く同じでした。平成13年のたたき台で地下構造に変更する計画発表、15年の方針発表では「地上部の影響を小さくするため極力、大深度地下を活用することとする」と公述されているんです。「人口が密集した大都市においては、しかも貴重な空間であり外環整備による地域の分断を避けるためにも、その地下空間を活用することが最も適切だからである」うんぬんと。この公述を聞く限り、東京都が地上に道路を造る計画を持っているなんていうような発想は全く考えられません。

一方、昭和 61 年、1986 年、埼玉外環が、埼玉からずっと大泉まで延長されてきました。このときは当初の外環構造は今の私たちと同じです。というか当初のこちらのほうと同じでした。大泉から東名までの区間のものと、全く同様で外環本線は高架方式、外環の 2 は橋脚を抱いた幅員 40 メートルの地上部街路でした。ところが埼玉県、都境から大泉までの区間、これ短いのですけども、その外環本線の構造が高架方式から半地下方式になったんですね。変更になり、それに伴って外環の 2 計画は、あっさりと廃止した。理由はそのときの議事録を見ますと、「外環本線の構造が半地下になったことで外環の 2 は不要になった」と。そういう理由なんです。この理屈でいけば私たちのところは高架方式がトンネル方式となり、外環の 2 は全く不要になるはずです。ところが東京都は、あえてこの廃止届を出さない。計画は残されたままにしておいて、計画が残っているからその対応を検討すると言い掛かりを付け、今、そのことで、もめているのです。

私たちは、この話し合いの会が始まった第1回の会議から外環の2は地上部には存在しないのだと訴えています。都主催で外環の2の話し合いの会を開催するというのはおかしいと考えています。外環の2という道路は地上部には存在しないからです。存在しないはずの道路をあたかも存在するようにし、しかも国交省に対し認可申請を提出し、そして認可の証を取ってしまう。最終的には練馬1キロメートル区間に外環の2を着工するんだと。本当に都はすごいことをやる所だと思います。常識では考えられないことをやる所。それは東京都だと思います。東京都という所は、そこまでずるさを押し通すとは全く想像できませんでした。そのずるがしこさには全くあきれてしまいます。住民側から都の話が当初の話と変わってき、これではペテンだと裁判に訴えられているのも当然の結果だと、住民はみんな思っています。

3 つの内の 2 番目、私がこの個人的に、東京都が計画している外環についてどう思うかについて述べたいと思います。地上に外環の 2 は存在しているなど全く思っていませんが、仮の話として、そのような道路計画について私個人はどう思っているんだと聞かれたら、次のようになります。

結論から言うと、今の私たちの生活から見て外環の 2 は「百害あって一利 なし。無用の長物」だということです。では杉並の道路について何も問題な いかと、おまえは思っているのかと聞かれたら、いや、私は大いにありと考 えています。ですが幅 40 メートルの外環の 2 という巨大な道路を造ること が、その解決策の一つとしている都の姿勢には全く賛成できません。たまた ま外環の2は高架式高速道路の橋脚の台敷道路として存在していたので、ど こを通っていくか、道路線形というらしいのですけども、幅員は 40 メート ルになるというのは、われわれの現実の日常生活、既存の町並みと全くかけ 離れた道路です。地元の青梅街道の幅員は25メートルです。2倍もあるよう な巨大道路が狭い町中を走り、地域を分断し、われわれの行きたい所を通ら ずでは、われわれには「百害あって一利なし」というのが、われわれの外環 の 2 に対する評価です。私たちが希望する地上部街路というのは、あくまで も日常生活に密着した道路です。すなわち現在の町並み、生活圏に対応した 道路であってほしいということです。それは JR や私鉄の駅を起点として商 店街、学校、会社、病院、地域センターなどが形成され、多くの道路にそれ らがつながれているのです。私たちの日常の生活で朝から晩までの行動パタ ーンを見ると通勤、通学、通院、買い物、地域活動、遊び等となります。現 行の町並みや、これらの利用状況から自然発生的に現行の形になってきたの だと考えられます。ところが外環の2は全くわれわれの日常行動パターンに は合っていないのです。

じゃあ東京都流に四つの視点から見た私の意見です。

交通面。本来、道路を造るっていうからには車の交通量が多くて、そこの 道路の容量に対して大幅に交通量が上回っていることが大前提です。ところ が外環の2の計画書の中の日常、目にする周辺道路を見ますと、交通状況は 極めてスムーズで渋滞と感じられることはありません。外環の2道路は交通 面から全く必要ありません。

防災面。最近は道路を造る目的が、こっちに移ってきたような感じがしますけども、外環の 2 道路は幅員 40 メートルであって延焼遮断帯としても役立つとしていますが、外環の 2 の場合、今の計画では幅員 40 メートルのうち、約半分は樹林帯にするのだという予定になっています。樹林帯は可燃物です。この 40 メートルが全て延焼遮断帯として役立つかどうか、大きな疑問を感じています。外環の実際の車道幅員は 7 メートルですから、現状の道路と同じぐらいです。また防災面を取り上げるならば同じ杉並でも、それをもっともっと必要とするエリアが他に多くあるはずです。

環境面。外環の 2 の道路の広域部分は本線と共に地下に集約されたという ことですから、外環の2は大深度地下にも大いに関係があることになります。 大深度地下、深さ40メートル以深の直径16メートルっていう世界一の巨大 トンネルを 2 本、通すことによって、地下水脈は切断され、多量の地下水が 大混乱状態に陥ります。池や川は枯れ、東京のグリーンベルトといわれたこ の地域は、自然関係は一変してしまうでしょう。地下水の水位が低下し、植 物が根から水分が吸えず枯れ、昆虫は来なくなり、従って野鳥も居なくなる。 国はこの質問に十分回答してくれていません。今までの車台数の他に新たに 1万から1万8000台の増加ですから、大気汚染も良くなるわけがありません。 大深度地下の地底から 1 日 10 万台、走行による騒音、振動、低周波がどの ように身体影響があるかは大深度地下からの知見がないことから今では分か りません。また乗用車1台は、1時間当たり約2万キロカロリーの熱を放射 しながら走っているんです。言い換えると1キロワットの電気ストーブを20 数個ぶら下げて走っています。地下水の水温が上昇し、周囲の土壌温度も上 昇させ、土壌水分が大幅に少なくなります。植物の生育は大きく変わり、外 環沿線は強力な床暖房が用意され、ヒートアイランド化に拍車が掛かること でしょう。

暮らしの面。私たちの日常生活は通勤、通学、買い物、運動、地域活動等の連続です。従って JR、私鉄各駅、駅前商店街、スーパー、地域センター、図書館、ゆうゆう館などの途中に外環の 2 が横たわることによって大変な障害が発生します。横断するにも信号のある交差点まで行かないと渡れない。信号待ちの時間が、ばかにならない。このために住民は時間をどんなにロスするか計り知れません。地元の桃井第四小学校が近所にありますけども、こ

の正門の横の所に外環の 2 が通ります。なんと幅員は 58 メートルです。ゆくゆくはインターチェンジを造りたいという意向で 9 メートル、9 メートルが両側にプラスされているんですね。ですから当初の 40 メートルじゃなく 58 メートルです。学童たちは学校が終わると、それを渡った反対側の児童館に行く方が多いのですけども、いつもこの道路を渡らねばならない。不便なことはこの上なしです。

すなわち私たちの日常行動と外環の 2 道路は全くかみ合っていないのです。 長い年月の結果、今の姿になっている現行の町並み姿に外環の 2 は無関係な 存在です。莫大な費用を掛けて巨大道路を造るより、既存道路の整備に重点 を置いた計画を推進することが成熟した町並みの都市計画として、ふさわし いと考えています。よって外環の 2 は必要ありません。

3 つの内の 3 番目。私はこの会に地元さくら町会会長代理として出させていただいています。町会の外環対策委員でもあります。その町会会員の意見を、ちょっと述べたいと思います。町会には約 200 戸あるんですけど、この外環の 2 計画でその東側の 100 戸が全くかかってしまいます。ですから町会の約半分は道路に変わってしまい、町会も消滅する状況です。

このような大きな危機感を覚える中、東京都には都市計画提案制度ってい うのがあって、都市計画についての決定とか変更、廃止、そういうものを含 んだ提案ができる制度があるということを知りました。これに応募すること にして 149 人の地権者に 1 軒、1 軒、あたって、皆さん外環の 2 に賛成か反 対か、必要性があるかないか聞きました。それで最終的には同意の捺印され た書類を東京都に、他の書類いっぱい必要なんですけども用意して、この都 市計画提案というものを提出しました。これについては時間の関係で、この 次に、続いてパワーポイントで、画像で説明して出している「149 人に聞き ました」という構成員提出資料をなんかやらせていただけそうなので、そち らのほうでちょっと詳しく説明したいと思います。

ここで言いたいことは結論だけ言うと、実はさくら町会、ならび隣接の町会員の地権者は 149 人、1 人ずつ面接して 2 カ月かかりました。そのうちの78 パーセント、116 人が外環の 2 は要らないよという話なんですね。これは現実に、そういう捺印された書類、その他、10 種類の書類が必要なんですけど、東京都さんに 3 年前の12 月に提出しました。ところが東京都さんもなかなかこれをあまりいい提案と思ってくれなくて、提出しても、いまだにまだ宙に浮いた状態です。今、一生懸命、東京都さんとしても、それなりに動いてくれつつあるんですけど、まだ今のところ正式受理されていない状況です。そんなことで町会としても、この道路は、もう約8割の方が要らないと。もう町会を上げてそういう空気だということをお知らせして。詳細は続いて

パワーポイントのほうで説明させていただきたいと思います。以上です。

司会: そのパワーポイント、今やっちゃいませんか。

構成員O: 許されればやりたいですけど、いいですか。

司会: 資料 4-6-3。

構成員O: はい、じゃあ。

司会: 長くなっていますので要点を。

構成員O: 画像シートが12枚あります。今、最後に3番目に町会はどう思っているんだっていうことについて説明しましたが、非常に苦労して約1年かけて、この149人の皆さんの書類をまとめたものです。そのときのまとめた状況を説明します。

今、映写されているタイトル画面には3枚の美しい風景が出ています。これは私たちの宝物の善福寺池です。私たちは、この写真のような自然環境の中で毎日、この場所を利用しています。でも外環によって、この池がなくなってしまうと信じています。国交省の大畑さんに、これいろいろ聞いているのですけど、どうも今一、はっきりした答えをもらえていません。絶対に大丈夫だと言ってもらいたいです。ですが、こういう美しい池、それからこれから川、これは隣の井の頭の池も三宝寺池も同じ運命です。昔からの武蔵野三大湧水地、これを私は絶対に守りたいっていう気持ちです。

次、お願いします。外環の2説明会のチラシです。それで、このこういうA3版のチラシを掲示板に貼りまして、下のほうに3年前、これ5月の中旬から下旬にかけて、毎日、毎日、7回の連続講座をやりました。そこで外環2の勉強会といいますか、説明会をやりました。

次のページお願いします。これは説明会場の風景です。実は7回もやったっていうのは、これがさくら町会っていうのは、もう大正14年にできた非常に古いコミュニティーなんですけども、やっぱり立派なんですね。ちゃんと14年から、こういう地域センターができていたのです。ちょっと規模が小さいので、こういう25名ぐらい入ってもらって、それを7回に分けて連日、連日そういう外環2について勉強しました。

次、お願いします。これも一緒です。説明会場の風景です。

次、お願いします。私達の都市計画提案図面です。実はこれ、この提案制度という名前で出すと当時の課長は、こんなもの受け付けられるかって、はねられそうなので、149人に聞きましたというソフトな名前に変えて出しました。それで、この提案の趣旨は、ここに善福寺の下池があります。ここに井草八幡さまがあります。ここに東京女子大があります。ここに荻窪中学、井荻小学校があります。その間をずっと走るのが外環本線、外環の2です。ちょうどここの部分に今、斜線が引いてある、この部分はここからここまで

で約 300 メートルあります。ちょうどさくら町会っていうのは、ここのちょっと梯形っていいますか、大体、この長方形の部分なんですけど、この端から端、ちょっと越えた所までを 300 メートル。ここにかかる所のうちを 1 軒、1 軒、回ったわけです。ですから非常に環境のいい、ちょうどこの善福寺池から井草八幡さま、これ東京でも明治神宮に次いで 2 番目に定められた風致地区なのです。当時、内田秀五郎さんという人が非常に骨折って、この風致地区に決まったのです。この風致地区の恵まれた場所、これをぶった切る格好で外環の 2、外環本線が通ります。この 300 メートル区間の外環の 2 をやめてくださいというのが私たちの提案です。本当なら全線やめなきゃいけない気持もありましたけど、ちょっと地権者の証明書費用が 1 地番で 700 円もかかり、合計でとてもお金が掛かるんですよね。ですからもう今は 149 人にしました。

次、お願いします。これ、法務局からの公図です。1 軒、1 軒、地番が、例えば私の家はここの所で半分外環事業地にかかっている。植田会長さんはここの所ということですね。これ 40 メートル幅でずっと道路が通ります。町会以外の P とか Q、R、T エリアの方にも協力いただきました。それでこの149 人の地権者の方、一人一人を訪ね歩いたわけです。

次、お願いします。これは善福寺の池があると銅像が建っている内田秀五郎さんって方の銅像です。99歳で亡くなった、この方が、西荻窪の生まれなんですが昭和元年から10年間かけて当時の単一町村レベルで全国屈指の区画整理、これをやったのです。ちょっとこの地図分かりにくいかもしれませんけど、こちらのほうが井荻町地図、今の善福寺の地域です。昔、井荻といいました。こちらの図は隣りの杉並町の地図です。ちょうど荻窪駅がここにあって、これが上のほう、天沼近辺ですね。ここで比較したかったのは、善福寺周辺は、ざっと見て碁盤の目のようになっているんです。こちらは、いなかの田んぼ道そのまんまっていう感じです。つまりここの10年間かけて、もう碁盤の目のように整備し、そのとき道路の幅も当時としては画期的な、そういう道路整備もしたということです。

次、お願いします。これが風致地区の案内です。上池、下池があって、それから井草八幡さまがあって、ずっと。外環はこういう格好で、ここをぶっち切る格好でいくんですね。とんでもないことだと思っています。

次、お願いします。これは暮らしの面からいろいろ、これは 149 の地権者 に一軒一軒、時間もかかりましたけど、皆さん外環の 2 についてどう思いますかと聞いた結果を東京都流に四つの視点から書き上げています。

暮らしの面。これは一般家庭、老人所帯によって駅前商店街、スーパーなどへの生活スタイルが分断される。それから老人にとっては日ごろ利用する

地域センター、ゆうゆう館、図書館、こういう経路が分断される。それから 善福寺公園や井草八幡さまでは地域の憩いの場であるが、老若男女のウォー キングやジョギング、幼児や子どもたちの遊びや犬の散歩に大勢の人が利用 しています。病院やクリニック、歯科、耳鼻咽喉科など多くの医療施設が散 在し、それらに通うのが分断されます。そもそも地域にとって、この道路は 規模が大き過ぎます。生活に活用している施設へ向かう道路が分断。学童に とっては 40 メートル、58 メートルの道路が、行く手を分断します。

それからその次、環境面。先ほどちょっと述べさせてもらいましたけど、 この環境面では水の問題、緑の問題、空気の問題、これはもう全滅です。巨 大トンネルで、IC ランプで地下水が枯渇。善福寺川も、もう駄目。これによ って植物だとか昆虫、野鳥類が、もう絶滅に近くなるだろうと心配していま す。緑は地下水がグッと下がっちゃう関係で大幅に今の状態が変わります。 空気も学童ぜんそくがグッと増えるようになるでしょう。今でも杉並区は23 区でワースト2になっているんですね。そういうことで環境面から、これは 外環の 2 は今、この会では地上部街路について話していますけど、もともと たたき台ができたときに外環の 2 の広域部分は地下に入ると。本線と一緒に 入るといわれていますから、やっぱり地下のほうにも大いに関係があります。 次、お願いします。交通面。先ほど述べたようなことですが、住宅街の前 を 1.5 万台の車が通る。生活環境が極度に悪化する。ここで 30 年後の交通 量、これ東京都のデータに出ているのですけど、7000 台、半分になるんです ね。ですから現状だけ見ると私は今、東京都さんに 1.5 万台でも多過ぎるん じゃないかと疑問をもっています。どうやって出したんだって今、開示請求 をしてちょうど昨日、一昨日、もらってきたところです。それすら多いと思 っていますけど。それで30年後の予想は7000台になっているんですね。こ んな減っちゃうような先が見えているようだったら、こんな巨大な道路はと んでもないと思っております。片側 1 車線にも関わらず幅員 40 メートルの 道路、広過ぎる。計画線は現状の町並みを無視している。家、家をなぎ倒し て造られる。住民にとっては生活環境、無視。通過交通主体の道路計画。地 域住民によっては徒歩と自転車が主な交通手段です。安全面では現状の道路 を若干、改良する程度で、十分であるということをここに書いています。

それから防災面。防災が今、過去何十年の間、ずっとさかのぼって振りかえってみて問題があると思いません。杉並区ではもっともっと他の場所に目を向けたらどうだと言いたいです。それで、ここに立ち退きということを言いました。この一軒一軒、回って非常にお年寄りの一人暮らしが多いんですね。立ち退き戸数は杉並区全体では、これ公表数値はないんですけど300戸といわれています。このさくら町会でも今ここに上がった数、結構多いです

ね。都からはデータ出してくれないんですね。おかしなことです。高齢者所帯が多くて肉体的に精神的に移転に耐えられない人が多いんだということです。それから地域の結び付きを大切にする住民が多くて、立ち退きが精神的な苦痛になるというようなことを皆さん一様に述べております。

次、最後のまとめです。149 人のうち外環の 2 を必要としない、反対の116 人、78 パーセント。これ私は大変な数字だと思っています。大体の残りの人は今、住んでいない人です。家は持っていて他人に貸している人。家を持っている人は、他に貸している人は、もう売ってしまいたいというようなことが多いようです。それから 149 人のうち、ほぼ全数が地上には道路はなくなったんだって理解しているんです。これ石原知事発言と同じです。当たり前ですよ。東京都が説明していないのですから。パンフレットは自分たちでつくって自分たちだけが眺めている。おかしいことです。住民は外環の 2 が地上に残っているなんて知っていないですよ。149 人の 8 割は現状の町並み、自然環境、暮らしに、ほぼ満足しています。決してベストとは言いませんけども、今後も変化なく、ついのすみかとして住み続けたいという希望を持っています。バランスの取れた現在の町並みに似つかぬ巨大な道路、外環の 2 を造ることは反対だと言っています。決して良くはならない。環境面、暮らしの面、交通面など、どれを取っても良くならない。外環の 2 は、必要性は全くありません。絶対、反対です。以上です。

司会: ご意見はよく分かりました。他に意見表明をされたい方。

構成員 I: はい。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: 話し合いの会ということになっているわけですから、今、構成員 O さんが 素晴らしい意見を出してくれたので、それについて東京都のほうは、どう思 われますか。

司会: 安西さん。

構成員O: 新課長、お願いします。

武田: すいません。

司会: 武田さん。

武田: 武田です。きょうの前から資料は見させていただいて、きょうあらためて ご説明いただいて大変、本当に、何ていうんでしょう。こういう言い方する と失礼かもしれませんが力作というか、よく本当に調べられて地元を愛され ているんだなというところを、つくづく痛感致しました。そういった中で、 われわれとしては地上部の所に、やはり都市計画決定の線が今あるという中 で、皆さまとこういう中で、それをどういうふうにやっていこうか、どうい う考え方がいいのかというのを今、話し合い、こういう場でやらせていただ いているところでございます。

そういった中では本当に貴重なご意見だというふうに思っておりますし、 今後もこういった形で皆さまとぜひとも話し合いを進めさせていただければ というふうに思っているところです。

司会: 構成員しさん、よろしいですか。

構成員L: 新町自治会の構成員Lと申します。私は、ちょっと途中から出たもので前のほうのことは全然、分かっていないんですけど、この会議に出て表題が杉並区における地上部分の街路に関する話し合いって出ているんですけど、きょうは別なんですけど今まで聞いていると練馬区のことばかりを話し合っていて、杉並区のことは一切、話が出ていないんですよ。その点が、ちょっと不思議だなと思うんですけど。その他には、ちょっと意見は今のところはありません。以上です。

司会: 構成員 T さんと構成員 I さんから資料 9-5 とか、10-4 って出されています けど、なんか補足ありますか。

構成員M: はい。ちょっと先にやる。

司会: 構成員Mさん。

構成員M: 今、構成員 I さんから構成員 O さんの提案をどう思うか答えてあげてくださいよって、武田課長、すぐ答えられましたもんね。それで済むと思っていないんですね。なんで 2 年間、放置していたかとさ。

それから杉並区も東京都にお願いしている防火重点地域っていうのが阿佐ヶ谷、高円寺なんですよね。それを強引に、昭和 41 年には何もなかった防災面を持ってきて、ここで説明するのを指摘していると思うんですよね。それに対するお答えがないように思います。それから中村さん、すぐ終わったら、じゃあ今度は構成員Tさんと構成員Iさんとおっしゃるけども、当初は1時間をめどに2人ぐらいっておっしゃっていたのが、いつの間にか、じゃあ4人、3人ってやるんですか。

司会: いや、最初30分って言っていたのですけど、お話が長くなったので。

構成員M: 今、構成員Lさんの質問に対して、ちょっと私なりの意見を言わせてもら うと、同じ話し合いの会ですから。第5回の話し合いの会で小口課長から練 馬1キロ着工問題についての報告があったんですよ。

構成員Lさん、ご存じないかもしれないけど、その間、武蔵野も杉並も、特に杉並の場合は上原部長もおっしゃったように、この外環の2は必要性の有無から検討してやっていこうっていう話し合いをしていたのに、小口さんが見切りで「練馬1キロ着工申請しました」って報告になっちゃったと。そのときに小口さんの言っているのは第5回の議事録を見れば分かるんだけども、「練馬の1キロだけは、これは特別でございます」と。「残りの8キロ

に関しては練馬、杉並、武蔵野を含めて話し合いの会をちゃんとして、それでそのステップ全部やって申請します」と、こう明言されているわけですね。 それを言った途端に小口さんは転勤になっちゃって。それで第7回から安西さん出てきたけども、安西さん、自分の言っていないことも説明をしなきゃいけない。

その次に練馬3キロの問題を提案されて、4月23日に佐久間課長は「現時点では、いつこれをやるかっていうのは決めておりません」って第10回の会議でのうのうとおっしゃっていながら、5月になったらひと月もたたないうちに「3種類の提案の中から、この1種類に決めました」って練馬区で説明会をして。それでまた佐久間さん居なくなっちゃって。それで杉並区も武蔵野の話し合いのメンバーも、なんか人が変わって、なんかまずいことするとパッ、パッ、パッと人が変わっていって前の課長だとか担当が話していたことを、そうではありませんって説明するのはおかしいってことで、構成員しさんお聞きになってないかもしれないけれども、そういうことで練馬問題をお話ししていると僕は思っています。

司会: ちょっと私、先ほど申し上げたのは、構成員 T さんと構成員 I さんが意見を発表されてから、その後、資料の 9-5 と、10-4 を出されていて、なんかそれに関して補足ありますかという。

構成員 I: ないです。

司会: いいですか。構成員Tさんも、よろしいですか。それでは。

構成員M: ちょっと待ってください。そうすると、いいですか。次第の 6 は済んだってこと。

構成員 I: いや、違うでしょう。次第 6 だから、東京都が、それについて答えをして くれるっていう全体の流れになっていますよね。僕がお願いしたんです。言 いっぱなしだけど。

構成員M: ただ、今、僕も質問もしているけれども、すぐ構成員Tさん、構成員 I さん、なんかないですかって聞いてらっしゃるけど、司会者、僕が課長に質問したことに関しては答えをもらっていませんよね。

司会: いや、今の流れで。

構成員M: だって話し合いましょうって言っているんですよ。

司会: 全体でご意見いただいたところでやろうかと思っていたのですが。

構成員 I: それから何だっけ。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: ちょっと時間が迫っているので、大畑さんがせっかく満を持して出ていただいたので、4回目か越しの、なんで事業認可を出したのかっていうことについて説明をしてくれる時間をちゃんと設けてくださいね、後でいいから。

司会: ということで、報告事項にいこうかと思ったのですが、よろしいでしょうか。東京都から、なんか話をしていただけますか。

構成員 I: ちょっと待ってください。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: すいません。報告事項っていうのは、これあれですね。練馬の区間の都市 計画変更についてですね。

司会: そうです。

構成員 I: この都市計画変更の手続きいつからやるかっていうのは、なんか今年中に 手続きに入るようなこと言っていた、それはそれでいいんですか。

司会: それでは説明してもらいましょうか。

構成員 I: いや、ちょっとその前に、それ聞いてから僕、質問がある。

司会: というか説明していただきませんか。説明していただいた方が、よろしいんでは。

構成員 I: 手続きがあるんでしょう。もうすぐ近く。

司会: 安西さん、一言で。

安西: 練馬の区間の都市計画変更については、スケジュールはまだ決まっておりませんけれども、説明会を6月に開催させていただきました。説明会開催から計画決定まで、一般的には半年から1年というところが目安になってくると思います。

構成員 I: そうしますと、この練馬の都市計画決定の変更の案について僕は意見があるんですけども、先に結論を言いますと、この話を僕は聞いてもしょうがないなと思っているんですよ。

それは、これ 22 メーターの幅員にするっていうことが変更ですね。これ、 骨子になっていますよね。地上部にね。地上部もけしからん話なのですが。 それで、これの起点と終点との相変わらず三鷹のほうから、あれですか。練 馬のとこまで。それの一部ですよね。

それで今、杉並と、それから武蔵野では話し合いをしていて、その話し合いが練馬みたいに終わっていれば全体の状況が分かって、それで一体の計画として幅員等が決まってくると思うんですけども、全体のどうなるか分かっていないだけで練馬だけ、だから全体がどうなっているかによって交通量だって変わってくると思うんです、それはね。

3 キロと、これ 9 キロかな、全部で。広域性も違ってくるし、せっかく練馬で 22 メートルって、24 メートルになるのかもしれない。分からないわけですよ。それを 22 メートルだけ先に決めるっていうのは計画としてもおかしいんじゃないかと思うんです。全て全部、終わってからやる。もしかしたら 20 メーターは幅が広過ぎるかもしれないんだけど、それも先に 22 メータ

ーにしちゃうと途中からまた杉並とか武蔵野を、幅員を変えていくっていう わけじゃないだろうから。

多分 22 メーターでやるように案を提案してくると思うんですよね。それがおかしいんじゃないかってことなんですよ、全部やっていないのに。だから、これはもうこの3キロでやめるっていうんなら別ですけども、まだ9キロですか。これを全部やろうとか、全部計画を変更していこうっていう野心があるのであれば、これは全部、話し合いの会が終わって、全部のことを全部の住民の意見を集約、まとめた上でやらなければ、これを聞いても意味ないと思うんですがね。だからやりたければ練馬だけでやればいいんじゃないですか。僕たちは聞いたってしょうがないです。

今までの予想でいきますと、ほとんど住民地権者は反対していますから。 練馬のようにはいかないと思うんですけど。だから計画論的にもおかしいし、 状況判断もおかしいし。それを先ほど構成員 L さんが言った練馬の話ばっか りっていう話あったんですけど、たまたまそこにいっちゃったんですけども、 何ていうか東京都の意図が出ているような気がするんですよね。

構成員Oさんもそう話の中で言われましたけども、一つ一つ既成事実を重ねていって事業認定も1キロだけやって、そしてまた後、どんどん3キロにこれを幅員を変えるんだったらば、また延長してやっていくとかね。一つ一つ既成事実を掲げて本当に道路っていうものを、大げさだけど国家、国民のために必要だということよりも自分たちの仕事を減らさないように、なんかそういう事業化できるっていう既成事実をつくり上げていくような感じがするんですね。

やはり道路、必要なものという議論以前に、また後で僕の意見のところで、それが僕が必要な議論よりも、そもそもちょっと言い方が違うんだけど構成員〇さんと同じように、道路がなくなったもう地上には存在すべきじゃないという意見を書いてあるわけですから、それについて、そこで話ししますけどね、そういった「道路はなくなった」と僕は意見持っています。だから練馬だけのやつで9キロにも及びそうな野心を持っているような、そして必然性もよく分からない。3キロだけの状況で造った20メーターの道路の経過を聞いても、しょうがないなと僕は思っているんです。だから僕の意見としては、これは全部の会が終わってからしてください。

構成員M: 関連。

司会: 構成員Mさんは、よろしいですか。

構成員M: 僕は武田さんに答えてもらおうと。

司会: 武田課長さん。

武田: 先ほどの構成員Mさんのお話の中で、まず一つは2年もほったらかしにな

ったんじゃないかというところからお話があったかと思います。これにつきましては本当に申し訳ないなと思っております。できるだけ皆さんの質問に早く答えられていけるような運営、それからそういった質問に対する答弁をつくる体制、そういったものをしっかりこれからも反省しながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力よろしくお願いしたいと思います。

それから前任、前々任のお話の中で1キロの部分の認可、それから今度、 残りの分をどうするんだというところだと思いますが、これにつきましては それぞれ杉並区さん、それから武蔵野市の部分、あと三鷹というのもあるん ですけれども、それぞれ今、話し合いの会合をやって進めさせていただいて いるところです。今、どうするのかというところに関して答えとしては、ま だ何も正直言って持っておりません。一体でできるのか、それとも場合によ っては別れることになるのか。それぞれによって何ができるのか、そういっ たことも含めて皆さまのまず意見を聞かせていただきたいというのが今、私 の考えでございます。そういった意味では野心を持っているんではなかろう かというような、ちょっとご意見もあったかと思うのですが、今現時点では、 まだそういう考えのところまで、すいませんが。いや、本当に持っておりま せん。そこまでまだ今、心に余裕もないところで申し訳ございません。そう いったところが今、私の正直なところでございますので、反省すべき点はし っかりと反省してやらせていただきたいと思いますし、まだ決まっていない ところについては正直、決まっておりませんとしか今の現時点では言いよう がないところでございます。以上です。

構成員 I: じゃあやらないわけですな、説明会。全部、終わってからやるのね、話し合いの会。要するに話し合いの会が全部、終わらなければ、練馬のとこだけ22 メーターでやるっていう必然性が出てこないでしょう。ここだけで、起終点が練馬の所だけの道路変更をするなら別だけど、相変わらず、さっき僕は引っ掛けたわけじゃないけど起終点は三鷹武蔵野のほうから練馬のって言ったでしょ、安西さんが。

そこからそこまでの一連の道路って言いながら部分的にそこだけやるのは、 僕は変じゃないかと言ったのです。全部やったら交通量がもっと増えたり、 減ることはないと思うんだけど、幅員が変わるかもしれないんだからね。練 馬だけの状況で 22 メーターやるんじゃなくて、全部終わってからきちんと 計画するべきじゃないかと言ったんです。そういう趣旨で言ったつもりだけ ど

司会: 先ほどから構成員〇さん、手を挙げておられる。

構成員O: ちょっと関連で、じゃあ。私も全く同感なんです。それで皆さん、この資

料をちょっとご覧ください。パンフレット「これまでの検討の総括」。これの 11 ページ開けてください。これ見ますと、これの一番最後のほう、網がちょうど下半分ですかね。これは要するに練馬区間が 1。それから下のほうに2行ほど、それを外れた杉並、武蔵野、三鷹区間が2とありますね。そうです。左側の所ね。これ見ますと、私はこれ、え?と思ったんですけど、ちょっと質問します。二つあるんです。

一つはこれ、ちょうどさっきちょっと話が出ていましたけど練馬 1 キロ問題で 5 回のときに大騒ぎしました。ちょうど 2 年前の 10 月です。それで、そのときに議事録を読むと分かるんですけど、その 1 キロだけは何とか認めてほしい勘弁してほしいと。そこから先は、これから杉並や武蔵野の、この会の動向を見た上で、つまり全体の流れを見た上で持って行きますという話になっていたのです。ところがこれ見ますと練馬区は練馬区単独。杉並、武蔵野は切り離して別。つまり外環の 2 は切り刻んで各エリア別に決めていくというのです。

これ、方針がまるっきり変わっちゃったんですね。われわれ聞いていたのは、さっき構成員Mさんが言ってくれたように2年前は2キロ以降、練馬の1キロを除いた所、これからは杉並や武蔵野は今、話し合いの会、続けていますね。そういう動きを見た上で、トータルで検討しますと。こういう回答をもらっているんですよ。ただそれは課長が変わっちゃうと全部、反故になるんですかね。ちょっとそれがおかしいと思っているんです。だからこれは今度、これによって練馬区の問題は練馬区内で検討する。杉並は、だから下のほうは、こうだと。じゃなくて杉並のこの話し合いの会を終わってから考えますっていうような話だったのが、いつの間にか切り離して書いてありますね。そういう意味では、ちょっとおかしいんじゃないかと。

ちょっと時間がないので、もう一つお聞きしたいことがあります。これ、下から3行目に今後、地域住民との意見を聴きながらと非常にいいこと書いてあるんですね。これでちょっと聞きたいのは、この立派なパンフレットですけども、これが東京都さんは地域の皆さんにこういう計画賛成の人、反対の人、それはどのぐらいのパーセントなのかをつかんでおられますか。ぜひそれを聞かせてほしい。それと同時に何パーセントになったら造るのか、造らないのか。ボーダーラインは決まっているんですか。私、東京都さんが、この地域の住民の皆さんも話し合いの機会も全部、すっぽかされちゃって意見の述べる場もない。そういう中で地域の住民の方、これ大歓迎してくれているんですか、東京都さんは、どういう把握をしているんですか。どういう調査をして、何割の方がこれについて反対、賛成という、その数字をぜひ聞いた上で、ちょっとまた続けて質問あります。

司会: なし崩し的に次第の3にいっているんですけど、都のほうから報告しても らわなくていいですか、この内容について。

構成員 I: なし崩しじゃないよ。

構成員O: ちょっと時間がないのでね。もう、どんどん進めてください。

司会: これ、簡単に説明していただいて、報告3を。

構成員 I: いや、だからこれは反対だ。

司会: 報告はいいですか。

構成員 I: 聞く意味がない。

構成員O: 今の私の質問は答えてください。住民は全く、どういう風に思っているのかと。

司会: 次第の3に入っているっていうことで、よろしいですね。

構成員 I: だから。

構成員O: 入っているんじゃないの、3 に。報告事項。

構成員 I: いや、だから僕が言っている趣旨は今後、杉並、それから武蔵野の話し合いの次第によっては、練馬の区間だって一連の道路でやりたいのであれば変わる可能性があるっていう話を今、勝手に先ほどフライングで計画書いて、それを聞いてもしょうがないって言ったんですよ。だから僕は、それは聞いてもしょうがないと思っているので、どうしても説明聞きたいっていう人が、みんなが居りや僕だけ反対してもいっちゃうんだろうけど。でもその前に構成員Oさんのご質問に答えてください。質問っていうか要求に。

司会: 安西さん。

安西:

安西: 私のほうとしては、まず次第や報告事項 3 で一通り説明差し上げたいところなんですけれども、構成員Oさんのご質問。

構成員O: それ、説明だけで 9 時過ぎちゃっているんですね。ですから、その住民の 気持ちをどの程度、取り込んだのか。それだけちょっと答えて下さい。

安西: 住民の皆さまからのご意見は、こちら、これまでの検討の。

構成員O: それは分かっている。 賛成、反対が幾つあったのか説明して下さい。

パーセンテージというのは特に、まず反対、賛成というような区分けをして意見というのを、そういった集計もしていませんし、どれくらいの方、そのパーセンテージの基準みたいなものはございませんけれども、いただいているご意見の中では、やはり練馬地域の状況を踏まえて道路が不便だというところの状況から、やはり道路を造ってほしいというご意見もありますし、やはり一方で、今しがたからご意見いただいているように、高速道路の外環が地下になったのだから地上部の道路を廃止すべき、というようなご意見もいただいております。その意見としては、さまざまでございます。またその道路の在り方といいますか幅員につきましても40メーターでいい道路を造

ってほしいというお話もあれば、やはりその地域分断とかそういったものを 考慮すると 22 メーターというのが適切なんじゃないかとか、いろいろなご 意見をいただいているところです。

また地元の練馬区さんにつきましては、やはり練馬区さんとしても、この南北交通に資する道路だというご認識でパブリックコメント等もやられた上での区としての取組方針ということで、都に対して今、早期整備を求めているというような状況もございますので。私共としては、この道路をやはりこれまで検討してきた経過も踏まえても必要だというところで、このたび、都市計画変更の手続を進めさせていただいたというところでございます。

構成員〇: 今の問題。

司会: 構成員〇さんから。

構成員O: 今の答えは、おかしいと思う。私が、じゃあ教えてあげますよ。この練馬 区でアンケートやっているんです。

実はアンケートやったのは平成24年、2年前です。332件、これまとめ方は難しいんですけど意見提出は201通でした。ところが意見を細かく分けると329件。それを練馬区は81件に全体を集約しているんですね。81件ですよ。そのうち反対、ないしは疑問を持った人は62件なんです。つまり約4分の3、81分の62。いいですか。4分の3、これが反対か疑問なんですよ。圧倒的なんですよ。そんな多い中でもやろうとすることが、じゃあおかしいんじゃないかと。全然みんな住民は納得していないですよ。これはおかしいと思います。ですが、もっと本当に住民が、ぜひ自分たちの税金を使ってやってくださいという、こういうのならともかく、私がこれ、練馬区の皆さんからもらった資料を見ると4分の3が反対しているんですよ。東京都が立派な道路造ってやるから喜びなさいよなんていうのは、とてもじゃないけど乗れない。私たちもこんな外環の2は要らないと思いますけど。そんなことで、こういう事実をどういうふうに思うか、ぜひ聞かせてください。武田課長さん。じゃあ今のその数字についてどう思うか。

司会: 課長さん。

武田: 武田でございます。81 件に集約されて 62 件の反対および疑問と。4 分の 3 だということですが、まず今、現時点では、まだ都市計画の素案をこないだ発表させていただいて、手続きを進めているところでございます。

これからまたプロセスっていいますか、あらましの裏にあるように都市計画の案の公告縦覧などの手続きを得て、また住民の皆さまの意見を聞いたり、それからオープンハウスなどで、また丁寧に説明等も今後やっていく予定だというふうに練馬区のほうと調整をして今やっているところでございます。

そういった意味では今現時点で確かに反対数が多いなっていうところは正

直、私として今初めて聞かせていただきました。そういった意味では、これからそういった反対の方々に対しても丁寧に説明をしながらご理解、ご協力をいただいていきたいというふうに思っています。

構成員M: 関連。

司会: 構成員Mさん。

構成員M: 今、構成員Oさんが言ったのは2年前の意見聴取ですよ。だからまだ1キロの問題も全然、出ていないときに、もう既に8割の人が反対しているっていうんですよ。安西さん、それ今みたいに構成員Oさんの質問の答えは区が賛成しているとか何だとかって、誰がなんと言おうと東京都はいい道路、造ってあげると思っていますみたいな返事されちゃ困るんだよね。

それからもう時間ないから、ちょっと最後、言っておきますけど、事務局、第5回の議事録20ページ出してね。20ページの真ん中ぐらい。小口さんの答え。その上だ。そこだ。その辺、大きくしてくんないかな。「このまま続けていく懸念があるというご心配を構成員Fさん」これ確かFさんは誰だ。今の表記で構成員Cさんだったと思うけど、「そのご懸念に関して申し上げますと、先ほど私のほうでお答えさせていただいたとおり、その他の約8キロ間でございますけども、杉並区も含めて、この区間については引き続き皆さまがたと話し合いをするなど、広く意見を聞きながら検討を進めていきたいというふうに考えています」って宣言したわけですよ。このときは安西さんも居ないよ。事務局も居ないよ。だけど議事録は残っているわけです。

これと同じことを、もう一つ、言っています。一つあればいいと思って言うんですけどね。それからあと構成員 I さんの意見として、なんでそんな早く 40 メートルの道路を造るの。他で狭くなったら、もったいないじゃないの。無駄でしょっていう指摘もあるんです。

そうすると 2 年たった今、全部、逆に出ているわけですよね。だから東京都さんのおっしゃること、本当、今までのやつは信用できません。武田さんも頑張ってくださいね。

司会: 時間がなくなってきましたけれども。

構成員A: じゃあ、ちょっと。

司会: 構成員Aさん、簡単に。

構成員A: ちょっと私、今の議題とはそれるんですけれど、出してもらいたいのは「外環ジャーナル」の平成13年4月発行、ちょっと出してください。下のほうの5、環境についてということで、そこには地下化っていうことに対して現計画の高架構造を地下構造に変更することで当初、懸念された騒音、振動、排出ガス、地域分断等の諸課題は大部分が解決できると考えられますって書いてあるんですよ。国土交通省、東京都よりって。

ですからこの文章に書いてあるように、国も東京都も外環を地下化することにより地上部の地域分断が避けられる、解消される。つまり地上部に道路は造らないってことを公式に認めているわけなんだから。それがある段階から、平成 15 年ですか、この段階から検討し始めるっていう。だから私、さっき安西さんが、どの程度の人が賛成か、要望しているか、それは把握しないで。あなたが一番いけないのは自分の思い込みで、自分一人でまとめちゃう、東京都は。その地域の人の、地域住民の参加を求めないで、データを全然、把握しないで、賛成の方向に持っていく。だから練馬区、もめているんですよ。

一番、練馬区で大変なことは西武線との立体構造なんですよ。誰が見ても 西武線との立体構造の解消には数千億のお金、あと 5 年や 10 年かかる。そ ういう状況にありながら、なぜ 1 キロ問題で急いだのかっていうんですよ。 1 キロ問題でいくら急いだって西武線との立体構造が解決されない限り、残 りの8 キロは始まんないんですよ。

あなたがたも東京都として、また国交省として、道路行政とか、また建設に関してはプロなんだから。そんなの特に上石神井の車両基地ですか。あれをどういうふうに持っていくか。その解決は全然まだ成されていない。私は西武電鉄の広報に電話した段階では、そういうのは新聞記事で見分けるけど具体的に正式に「外環 2 との立体構造の解消に向けての具体的な話は何一つない」って。だから私はさらに聞いたんですよ。「立体構造っていうのは 2 階建てにすることですか。」ったら、「そうだと思います」って。「その場合には 5 年から 10 年、最低はかかる」って。それが終わってから練馬のときは外環の 2 の道路が完成のほうに向けて動き出すわけですよ。だから何のために 1 キロだけ急いだのか。

西武電鉄の踏切を、あなたがた、どう思ってんですか。立体構造にするのには井荻から武蔵関までとりあえず 2 階構造にしなきゃなんない。西武電鉄が一番、頭痛いのは「お客さんが減って売り上げが減っている」って。ですから「積極的な投資はできない」って。そういう状況なんですよ。非常にこれ、誤解を生んでいるやり方ですよ。いくら 1 キロ問題で急いだところで西武電鉄の立体構造を解消しない限りは残りが進まないんですよ。だから私、練馬問題で今、疑問に思うっていう方が居たけど、確かにあなたがたが一切そういうことを問題提起しないし実行しないから、後でこじれますよ。上石神井商店街の人はオリンピックまでに完成するぐらいのこと、みんな思っていますよ。以上です。

司会: 次第の 3 の報告事項、どうしましょうか。他の方は説明を受けたいでしょうか。

構成員 I: だってこれよりも僕と構成員 T さんの意見について、そちらで答えて、優先してもらいたいんですけどね。こんな聞いてもしょうがないのに報告されるより。時間がないので。

構成員A: 答えてあげなさいよ。

司会: 構成員Aさんと構成員Iさん。

構成員 I: 違う。

構成員A: 構成員 I さんの質問に対して、あなたがた答えなさいよ。

構成員 I: 僕の書いた意見書ありますね。それについての東京都の答えを、前の佐久間さんがきちんとしてくれる、「次回、きちんとする」って言ったんですね。 あと構成員 T さんのもそうでしょ。

それから大畑さんのについては、これもう4回か5回越しで、1回目の答えがちょっとまずかったので宿題になっていたわけですよ。最近、宿題代行するような会社があって問題になっているみたいですけどね。代行はまずいから大畑さんに次回にやってもらいたいんですけど、そういうのを全部、後ろに回して、また多分、延びちゃいますよ。この調子でいくと。だからこんな盛りだくさんにやって自分の都合いいときだけやってやるんじゃなくて、優先順位を持って議題を整理してもらいたいですね。それは司会者の役目だから名誉挽回してください。今まで評判悪いから。

司会: それでは都から。

構成員 I: 先にやってよ。

司会: 何かありますか。課長さんから。

武田: 武田でございます。今、構成員 I さんからお話になったのは資料 9-5 の前回、お話をされたものに対する回答というか意見というか、そちらでよろしいですか。

外環と外環の 2 の関係ということで、非常に論理的というか尤もだなと思うところをいっぱいお伺いさせていただいたところです。特に外環の 2 と外環は機能的には無関係と。ただそういったいろんな中で高所から見ていただいているなと思ってはおります。その後のそういったところの後の、ただしという所が付くというところで、こういった時期を逸したのではなかろうかというところの話の中で、いろいろとお言葉をいただいているわけなんですけれども、まず外環を地上部に建設し、外環の 2 を高架下に整備するのがいいというご指摘もありました。

これにつきましては今までのいろんなご意見の中で最終的に地下化というところが出てきましたので、そういった経緯の中で決まってきましたので、これは地下化でやらせていただきたいなというところがございます。それ以外にも意見を聴く会を開催して、これからも地元の意見を聞きながら話し合

いを進めさせていただきたいと思っておりますし、そういった中で、いろいろと課題の影響があるというご指摘もいただいておりますが、皆さまと話し合いを進めながら少しずつそういったところにも踏み込んでやらせていただきたいというふうに思っております。

最終的に外環の 2 はどうするのかというところなんですけれども、今こういって皆さまと元から存在しないというご意見等もいただいておりますが、われわれとしては、こういった話し合いの会の中で引き続き検討させていただいて、お話を聞かせていただいてやらせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

構成員 I: 話し合いの会ですから、ちょっと往復の議論になってしまうんですけども、 僕が言ったのは外環道どうかっていう機能的な必要性とか、いろんなことに ついて書いてあるのはどちらかというと前段でありまして、外環の2の会議 ですから、きょうはね。きょうはっていうか今回は。外環の2が本来あるべ きじゃないものではないかと言っているのが骨子なんですよ。最後のほうに 書いてあるのが。

それについて答えてもらっていないんですよ。要するに僕は最初のほうちょっと、一応、僕も都市計画やっていますから専門家っぽく書いたんですけども、もう少しくだけた形っていうと、これどう見ても道路の線形とか、そういった問題から考えても外環の線形、要するに高規格道路の線形になっている道路ですから。まさに高架下の用地、線形の用地がありきなわけですよ。そうでしょ。

ですから例えばの話でいえば国交省が母屋を建てようとしたと。ひさしの下が空いているものだから、その息子がひさしの下に縁側っちゅうかぬれ縁を作って、ぬれ縁道路を作って、それで家とぬれ縁を作ろうと。ぬれ縁は付属みたいなもんですわな。そしたら土地を買おうと思ったら地権者が反対したんだと。それで母屋が建てられなくなっちゃってね。

そうすると普通は、そのぬれ縁道路もやらないと思うんじゃないですか。 誰が考えたって。地権者から土地、買えないんだから、用地。ところがその 息子がばかなもんだからって失礼ですけど、ぬれ縁だけ作るよと言い出した わけですよね。母屋がないのに。そしたらそんな地権者から土地買えないの に、ぬれ縁だけ作らないはずなのに、何を間違えたか、その地権者から土地 を買えなかった国交省って親が、おまえ、土地買ってもいいよって言って事 業認可出しちゃったわけですよね。

こんなばかな話ないんじゃないかっていうのを言っているわけですよ。その事業認可の話は後の話なんだけども、その練馬の話でね。だからそもそもが、やるんだったら僕は全部じゃないですかって話で、それで国交省の気の

毒なのは、住民が反対して地下に潜ったら地下も反対されて、一体どこに造ったらいいんだろうって思うかもしれないけど、これはちょっと余談ですけど、やっぱりみんなそう思うんですよ、いろいろね。

それはそれとして、やっぱりそういったことが僕はおかしいって言っているのであって、それについて今、武田さん答えてないんですよ。基本的に。それでなんか正直な今村さんをまた出して申し訳ないのだけども、今村さんは、かつてやっぱりいろいろ言ったけど地下になったのは、「要するに事業用地が確保できなかったんじゃないですか」って言ったら、「そうですね」って答えて議事録に出ているし。

僕は世の中の人、全体がそうだと思うんですよね。それで、かつ今回、話 し合いの会って言ったけど国交省が地下に潜るときに、そのときに本来、話 し合いの会をすべきじゃなかったのかね。地上部と一緒に。切り離してやる っていうのは、僕は地下に潜ったのは必ずしも反対ではないのだけど、一個 一個、国民のためを思ってやっているんだろうけど、事業を事業化していく 感じでね。小出しにやっているけど、本来はこれ、一緒にやらなきゃいけな かったでしょう。一緒の地下に潜るときに住民の意見をこうやって今回聞く のであれば、こんな街路だか幹線とか間違えるような、そんな大したことな い道路のために話し合いの会やるんだったら、なんで外環の、いわゆる国幹 道の話し合いなんかをやって皆さんにご協力いただいた地下の所でいいです かと合わせて、この地上部の道路どうしますかっていうのを、ご意見をお聞 きして、それで私たちは決めますとやるのが普通なんじゃないの。一個一個 バラバラにしてやっていって、そういった細切れ発想がずっと、今回も生き ているわけだよね。練馬やって、1 キロかと思ったら今度 3 キロになってね。 そういうことは、やっぱり住民、それから地権者の不信感を招くんですよ。 やっぱり公共事業を収用権持ってやっていて、必要な道路だったらやるんだ っていって強制的に土地をとりあげるような権利を持ったんだったら、国交 省にしたって自分が土地買えないっていって伝家の宝刀収用を振り上げない んだったら、殿様が振り上げない伝家の宝刀を家老が振り上げてもいいって、 そんな許可出すのはおかしいじゃないですか、だって。だから僕は、公共事 業はもっと品位を持ってやってもらいたいんですよ、住民側から言うに。

構成員Aさんだって一生懸命やってんだもん、みんなね。誤解されるようなことやっているから頭くるんだよね。僕は、はっきりまた余計なことを言う。どうしてもこの会議、不満だらけだから余計なことを言っちゃうんだけども、今、戻りましてさっき言ったたとえ話というところの、そもそも僕は外環2は、もう存在しないんだと。必要か必要じゃないっていう理屈以前に、ということについて答えてもらっていないです。それを僕は書いた、その意

見を。それ、あなたに分かりやすく書いたんだよね。さっきの軒下議論じゃなくてさ。それについて答えてもらいたいです。

司会: 課長さん、いいですか。

武田: まず外環その 2 どうするべきかという中で必要性等についてご意見受けた のかなというふうに思っております。私どもとしては外環の 2、幅員という ところについては今、都市計画が 40 メーターという線で決まっていますが、皆さまとの話し合いの中、それから地域のいろんな特徴、そういったものを 含めて考えていくことになると思いますが、ただ基本的にそういった道路と いうのは、私どもは必要だというふうには思っております。

ただその在り方をどうするべきかというところについては皆さまと一緒に考えていきたいなというところは正直、思っているところです。それから切り離しというお話があったのですけれども、地下に入る本線と一体的なほうが良かったのじゃなかろうかという話なんですが。

構成員 I: そんなこと言ってないよ。

司会: 地下化するときに一緒に議論する。

武田: すいません。地下化するときに一緒に議論すべきでは。

構成員 I: いや、この話し合いなんかと同じようなやつを当初、都はやっておくべき じゃないかと言っただけの話で、そんなこと僕の言った骨子はそっちよりも、 だからなんでこれもあるべきじゃない道路をあるんだというふうにね。それ を答えてないですねっていって書いてある話。それは構成員〇さんも言い方 は違うけど同じことを言っているんです。

そこが、じゃあ骨子でしょ。必要性についての議論ではなくてはなくなっているの。軒下がなくなったんでしょって言っているんですよ。軒下道路だけ、ぬれ縁だけ作るっていうからおかしいって言っているの。それについて答えていないです。

武田: 本線というのが地下に入ったわけですけれども、その本線という高速道路 の、かなり広域的な所を結ぶ機能、それからそれとは別に沿道部分の皆さま に対しての資する道路。それからライフラインの収容。

それから少ないかもしれませんけど植樹帯という部分での緑。いろんなものが道路の中では地上部においても必要な機能のものがあるというふうに思っておりますので、そういった部分を含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

構成員 I: そんなのは、だから当たり前の話なんだよ。道路を造ったらそういうことがあるのは。そんなこと聞いていない、言っていないですよ、だって。必要性の議論ではないと言っているんですよね、これは。僕が言っているのは。必要性の議論するんだったら必要性の議論、最初からすればいいのでね。

粛々と、こんな皆さんに諮らないで、都市計画手続きすればいいじゃないで すか、そんなの。してこなくて、もうこういう話し合い持っているから、今、 こういう話、出ているんだけども。

それで用地が買えないっていう判断を一方の公共事業の親玉の国交省が判断して、それでなんで東京都のほうは用地が買えると。ぬれ縁だけ作れるかと思ったかというところが、たとえ話で僕は言っているんだけど、それが僕のこの意見の骨子なんですよ。

あとはみんな付属なんですよ。ここにもあなた理解していないようだから 説明しますけど、やっぱり道路は必要だっていっても、その道路を造ること によって犠牲者が、犠牲者というか生活を脅かされる人、生活再建の人も出 るわけだから、だから必要性と、なぜそこかっていうことが、なぜここなん だと。ここから 1 キロ離れた所でもいいじゃないか、南北道を確保するなら。 いや、そうじゃなくて、ここなんですということが説明できないと任意買収 でも買えないし、それから収用についても、収用になってもものすごい反対 していくと思うんですよ。その二つがちゃんとできなきゃいけない。それは 難しいけどね。難しいと思いますよ。難しいけど、やっていかなきゃいけな いんだよ。だけど、これはもうここには国交省は造らないって言ったし、さ っき構成員Aさんも言った新聞で地上部は住民の皆さまに迷惑は掛けないっ て言って絵も描いてあって。丁寧に国交省の外環の地下のトンネルの絵には 上に家が建っているわけだよね。誰が見たって、そんなふうになると思いま すわ、それはな。

だからそういったことを基本的におかしいところがあるので、それについてちょっと理屈っぽく僕は、そもそもなくなったんじゃないですかと、これは。だからいったん白紙に戻して、それで新たにまた練馬やるとか出ると、それは話がまた別なんだけど、もう白紙に、だから地下に潜った段階で白紙に戻すのが筋なんですよ。僕はそう思います。これはね。それであらためてどこに道路を造るか、南北道路必要ってやればいいんじゃないかと思うんですよ。

構成員T: そうですよ、本当に。

構成員O: そのとおり。

構成員 I: だからそこのところで武田さんも分かっていると思うんだけどね。それは 武田さんも佐久間さんも小口さんもね。分かっていて分かんないふりしてい るので、なんか別なほうのこと答えるんだけどね。

そこのところは骨子だから、ちょっと逃がすわけにいかないんだよ、悪いけど。他のとこはどう言ったっていいんだけどさ。そこのところをちゃんと答えてくださいよ。

司会: もう9時、過ぎているので。

構成員A: 今までの説明で、東京都は地下化した段階で地上部の計画は残っているから将来、造るっていう、そういうことを盛んに言っているわけですね。

ところが私がさっきから言っている平成 13 年の 4 月の「外環ジャーナル」ですか。ここでは、はっきり地下化することにより地域分断等の諸課題は大部分が解決できると考えられておりますって。

要するに将来においても道路は造らないっていうことを明言しているわけですよ。ですからあなたがたが盛んに外環を地下化した段階で地上部の計画道路が残っているから後で建てますよっていう、そういう理論は「外環ジャーナル」とは真っ向から矛盾しているわけですよ。

だからあなたがたは、それに関してこういう、あなたがたも持っているでしょ、これ。あなたがたが発行しているんだから。国交省の大畑さん、よく見なさい。

構成員T: 勉強不足よ。だって本当なんだもん。

構成員A: 私は自分の新聞でやってんじゃないの。あなたがたが出した新聞で、よく 見ると地域分断は避けられますって。他の資料では道路を造ると地域分断の 可能性があります。

つまり地域分断がされないっていうことは、道路を造らないっていうことになっているわけですよ。それ、あなたがたが発言して、それを地下化したことにより地上部に計画道路が残るので建てさせていただきます。

これは非常に無理があって、武田さんの責任じゃないのよ。前任者が、だからあなたも自分の責任じゃないってことは、はっきり言ったほうがいいんですよ、将来のために。非常にこれは避けて通れない問題。何遍も言いますよ。地上部に道路を造らないっていうことを言っているわけですよ、「外環ジャーナル」で。

地下化したことによって地域分断されないって。しかしあなたがたの前任者は、みんな地上部に計画道路が残っているので強引に着工させていただきます。

構成員T: 分かる?本当に。

構成員A: 武田さんが偉い点はそういうこと、きょう一つも発言しないから、私はあなたを非常に高く評価している。お願いします。以上です。

構成員T: 嫌だわ、本当に。分からんちんだな。

構成員 I: まだ答えてもらっていない。

司会: 武田課長。

構成員 I: 答えられないってなると負けたってことですな。

司会: 課長さんから。

武田: 今、構成員Aさんのほうからもお話がありましたけども、それでもやはり、 われわれとしては都市計画道路の一部として、都市計画決定が今、されてい る、そういった区域の部分でございますので、やはり皆さまと話し合いをし ながら、そういったところをどういうふうにしていくのかについてしっかり と考えをまとめながら進めていきたいというふうに思っております。

構成員A: 「外環ジャーナル」は造らないって言ってるんだよ、これ。

構成員 I: いやいや、そういうね。

構成員O: そうだ、ちょっと関連して。今の、関連して。

構成員 I: いや、今、都市計画決定したからっていって言われているんだけど、答え になってないことと不誠実と、いろんなものが交じっている話なんですよ。 それは確かに都市計画決定していれば容易に壊せない建物とか造れていない から、他の部分よりは、他の所よりは真っさらからやるよりは事業しやすい と思うんだよね。

> だからやりたいっていうことは、この部分に限っては、おかしいんですよ。 今、僕が言っているのは地権者の意向を見て地下に潜って国交省がもう、も しくは覚悟に近いものを持って、それと付属しているようなものですからね。 さっき僕が言ったように。だからこれはなくなるんじゃないかと言っている ので。

今、都市計画決定、残っていて他の所よりは事業がしやすいような建設状態であるっていうのは、それは他の部分だって別に堅い建物が仮に建っていたとしても、今の技術だったら簡単に壊せるんだから建築制限したってあんまり関係ないんですよ。そんな物理的なものはね。

だけどここでは物理的な、そんな堅い物とかそんなんじゃなくて、ここにある住民とか地権者っていうもっと柔らかいものが、ハートが嫌だって言っているんだよ。柔らかいものが嫌だって。そっちの決意の固さのほうが強いんじゃないの。だからそれを国交省のほうで判断して、ここでは事業化は容易に無理だということで地下に潜ったんじゃないですか。

構成員T: そうよ。

構成員 I: それをいろいろ、僕はあなた同じ答えしかしていないから、言葉を換えて言っているんだけど、これは一番、堅いのは、そんな容易に壊せない建物とかそんなんじゃなくて、やっぱりこの地権者と住民の心ですよ。それが一番、固いんだよ、反対に意志が。

いいか悪いかってんじゃなくて、それを判断して、もう国交省、地下に潜ったんだから。そうなれば全く同じ判断を、同じ位置にあるんだから取るべきじゃないかと。現道を拡幅するとか、いろんなことで南北交通を確保すればいいのであって、代替案っていうのはこんな練馬の今と同じ位置の代替案

じゃなくて、もっと別な場所の、別な場所も練馬はやっていましたが。だからそういったことをやっていくっていうことじゃないですか。

だからもう一度、聞くけど、僕がここで必要な、僕と構成員Oさん、同じ意見なんですよ。同じだよね。言葉は違うけどね。それについてきちんと答えてもらっていないので、もう一度、答えてください、どう思うか。だからそれ、全くそのとおりと思うのならばやめてもらえばいいんですが、それでもいいんですよ。

構成員N: ちょっと関連して一言だけ。

司会: 構成員Nさん、一言。

構成員N: 今、おっしゃったことと関連するんだけど、僕が意見書を出したときにも、 そのことに触れているわけですけども、外環の2っていうのが名称として残っているのですが、中央道から世田谷までは付属街路って言っていたんですね。

> ところがその付属街路は外環が潜った計画のときになくなっちゃっている わけですよ。それなのに外環の2っていう、なぜその名称が違うのかってい うことも、ちょっと疑問なんですけれども、基本的に機能的には外環の2と 付属道路、街路は同じはずなんですよね。

> 同じようにしか見えないんですけれども、片方は外れてなくなって、外環の2だけ残っちゃったっていうのは、理由は何なのか。あるいは名称は、なぜそのように分けて付けられていたのかということが、ちょっとそれに絡んでくる話なのかなっていうふうに思っているんですけども、その辺は、いきさつはご存じなんでしょうか、東京都のほうは。

司会: さっき構成員〇さん、手挙げてらっしゃった。いいですか。簡単に。

構成員O: 構成員Aさん、構成員Iさんの話で決定的な図があるのでぜひ見てもらいたいのです。時間の関係で次回にしようかと思ったんですけど、まさにその話が出ているので、手を上げました。このパワーポイント係の方、4-6-1 の資料すぐ出ますか。4-6-1。12 年 0509。ファイル番号 120509 の、そうです。それのシート7番。これ、いいですか。ちょっともっと今の7番、4番ですよ。5番、6番、7番、これです。

それで地上にある所は公園、歩行空間にしたい。それからバス路線や公共交通にしたい。中にはやっぱり道路を造りたい。練馬区なんかは、これかもしれませんね。それから住宅地にしたい。最後には現状の市街地を、そのまま使うこともできますと、こうあります。これ、武田さん、ご存じですよね。

それでちょっとここで考えてください。今、こういうことを国と東京都は提案したんです。ということは地上部には何もなくなったと。こういう公園にすることもできるしバス路線、住宅地、現状のあれも可能だという説明をしているんです。ということは前提として、地上には何もできない。これからは外環の2なんか来るはずがないということですね。

そういうことが大前提だと思うんです。ですからこの図を提案したっていうことは、さっき構成員Aさん言われたように、もう外環っていうのは本線と共に外環の2も地下に入ったと。そういう前提で、これを提案されているはずなんですよ。ちょっともっと説明したいことあるのですが、時間ありませんので。ここまでとします。

司会: そうです。

構成員O: 以上。

司会: 安西さん。

安西: すいません。ちょっと事務局の立場なんですけども、今いろいろご質問い ただいて。

構成員A: あんた、話さないほうがいいよ。こじれるから。

安西: お答えしたいんですけども、会場の都合で多分お答えするとまたちょっと 中途半端になってしまうような気がするので、次回、今いただいたご意見に 対するお答えから始めるということで、いかがでしょうか。

構成員 I: ちょっと待ってください。今、これ東京都が出したんですか。

構成員O: これ、国と東京都が出している。

構成員 I: これ、外環の2って地下に潜ってないんじゃないの。

構成員O: いや、じゃあちょっと確認だけ。

構成員 I: あれ、日本語が悪いのかな。

構成員O: いや、ちょっと待ってください。

構成員 I: 外環の。

構成員O: じゃあちょっと。

構成員 I: 外環の 2 が地下に移ったものって書いてあるけど、外環道路に移った。

構成員O: すいません。これ、じゃあシートナンバー、1 番から出してくれる。ちょ

っと時間が。

構成員 I: これ、日本語として。

構成員O: いやいや。

構成員 I: どっか点が入るのかな。

構成員O: いや、ちょっと。それで、もうちょっと前。これが順番なんですけど。次、次、次。これ、体育館集めて 300 人、これを 10 回、繰り返したんですね。こういう地下に入りますと。完全に外環の 2 も外環本線も地下に入りますと説明しています。次、ここの所に骨子が二つあるんです。地上、地下構造に変更します、外環は。

それから下のほうは地上部の利用は、もう五つのメニューを用意するから地域で選んでくれっていうことです。次、お願いします。続きをお願いします。ここです。ここで、いいですか。今度、右側の丸を付けた所。これ、高架と下の一般、外環の2がありますね。これが合わせて左側にいくって言っているんです。

構成員 I: 分かりました。外環の 2 の一部としなきゃいけなかったんだ。全部って書く。

構成員O: ちょうど、そうなんですよ。正確に言うと広域機能を集約してってあるんですね。だから一部なんですよ。だけど結局、この図で見ても左側の四角いトンネルがありますよね。その上っていう地上部には何にもないんですよ。

構成員 I: さっきの一番最初のページ、一番最初のこれね。だから地上部街路の一部 だとやらないとさ。地上部街路、全部と思っちゃうよね。だから地上部が、 いや、分かった。

構成員O: いやいや、外環の2も一緒に地下に入ったと。じゃあちょっと戻してください。画面戻して。ちょっとすいません。ここです。これが一番上に構造については自動車高速専用道路、外環本線のことです。それから幹線道路、外環の2のことです。これの広域機能を集約して全線地下構造にするって書いてあるんです。

構成員 I: いや、だから外環の2の広域部分だけ地下に潜った。

構成員O: そうそう。

構成員 I: だから外環の2の一部が地下に。

構成員O: そうなんですけど。

構成員 I: だから文章が間違っている。

構成員 O: 構成員 I さんの意味分かります。だけど、じゃあ私もそれ意味、分かります。だけどさっきの五つのメニューがありましたね。これ見る限り、もう全部、入っちゃって地上は自由に五つのメニューから地元の単位で、地元の自治体が選んでくださいっていうことを言っているわけです。

構成員 I: 単にこれ、間違えただけですよ。

構成員O: だからこの図はちょっと。

構成員 I: それぐらいいい加減なんですね。

司会: すいません。このいろんなご質問の回答のところから次回ということで。

すいませんが、もうギリギリになってきていますので。じゃあすいません。

構成員O: すいません。今のこと、この図から明らかなことは、私は地上には外環の

2 っていうのは、もうなくなったんだという説明とイコールだと思っています。そのことを次回に報告、回答してくださいっていうことをお願いしたいです。本体は時間があればご説明したかったんです。じゃあすいません。次

回、じゃあその説明を私がぶつけますから、その回答を、ぜひお願いします。

司会: それでは事務局からまとめを。

事務局: それでは本日のまとめをさせていただきます。本日は次第2で第10回の議

事録、議事要旨の確認ということで資料 11-1、資料 11-2 について確認していただきましたので、この形で公表させていただきます。次に次第を変更して次第 6. 地上部街路に関する各構成員の意見を行いました。ここでは構成員Aさんからご意見をいただき、構成員Oさんから資料 11-4、資料 4-6-3のご説明をいただきました。その後、構成員Lさんからもご意見をいただいております。その後、次第 3 の外環の地上部街路の都市計画に関する方針および都市計画変更素案、練馬区間についての報告を行う前に各構成員からご意見をいただききました。その後、前回、構成員 I さんからいただいたご意見について東京都から回答を行い、その後、意見交換を行わせていただきました。

次回は議事録、議事要旨の確認の後に、最後のほうで各構成員の皆さまからいただいたご意見に対する回答を行った後、今回は地上部街路に関する各構成員の意見を先に持ってきたほうがいいんじゃないかというようなご意見もいただきましたので、それを行った後に報告事項、前回からの持ち越し事項等といった進め方にさせていただきたいと思っております。これについては事前に次第の案というものを作成して構成員の皆さまに事前に確認をしていただいた後、進めていきたいと考えております。事務局からの報告は以上です。

構成員O: はい。

司会: 構成員 O さん。

構成員O: 今の説明ですと報告事項、これ次第3番が終わったんだか終わんないような表現になっているんですね。実は説明は、きょう、もうなくてもいいから

っていう質問がいっぱい出ました。私はもっともっと質問したいことがあるんですね。それは、じゃあ次回はきょうこれでもって3項は終わっちゃったのか、終わっていないのか。ぜひこれは引き継ぎで、これまた質問させても

らいたいと思っていますので、よろしくお願いします。報告を行っていない

のだから始まってないのか。そうだね。3は、そういうふうに理解します。

司会: そこは理解できていると思います。

構成員O: そうですか。分かりました。

構成員 I: やるの、やっぱり 3 は。 構成員O: ぜひ、それはちょっと。

構成員 I: 聞いてもしょうがないでしょ。

構成員O: いやいや、ちょっと違う観点で質問したいのです。

司会: そういうことで、よろしいですかね。次回の開催について。

事務局: 次回の開催は、これまでと同様に日程調整をさせていただきたいと思いま

す。最後に構成員、傍聴者の方も含めて、ご意見カードの提出をお願い致します。提出は出口にボックスがありますので、そちらに入れていただきます

よう、よろしくお願い致します。以上です。

司会: それではこれで第11回の話し合いの会を終了致します。本日はどうもあり

がとうございました。